

安芸太田町地域防災計画別冊

安芸太田町水防計画書



**令和8年5月改正
(平成17年6月策定)**

安芸太田町防災会議

水防計画目次

章	頁
第1章 総 則	1
第2章 水防組織と機構	8
第3章 重要水防箇所	6
第4章 予報及び警報	9
第5章 水位等の観測、通報及び公表	1 8
第6章 気象予報等の情報収集	2 2
第7章 ダム・水門等の操作	2 3
第8章 通信連絡	2 4
第9章 水防施設及び輸送	2 6
第10章 水防活動	2 7
第11章 水防信号、水防標識等	3 4
第12章 協力及び応援	3 6
第13章 費用負担と公用負担	3 8
第14章 水防報告等	4 0
第15章 水防訓練	4 1
第16章 浸水想定区域等における円滑かつ迅速な避難の確保及 び浸水の防止のための措置	4 2

第 1 章 総 則

1 目的

この計画は、水防法（昭和 24 年法律第 193 号、以下「法」という。）第 4 条の規定に基づき、広島県知事から指定された指定水防管理団体たる安芸太田町が、同法第 33 条第 1 項の規定に基づき、安芸太田町内における水防事務の調整及びその円滑な実施のために必要な事項を規定し、安芸太田町の地域にかかる河川、湖沼又は海岸の洪水、内水（法第 2 条第 1 項に定める雨水出水のこと。以下同じ。）、の水災を警戒し、防御し、及びこれによる被害を軽減し、もって公共の安全を保持することを目的とする。

2 用語の定義

主な水防用語の定義は、次のとおりである。

(1) 水防管理団体

水防の責任を有する市町村又は水防に関する事務を共同に処理する水防事務組合若しくは水害予防組合をいう（法第 2 条第 2 項）。

(2) 指定水防管理団体

水防上公共の安全に重大な関係のある水防管理団体として知事が指定したものをいう（法第 4 条）。

(3) 水防管理者

水防管理団体である市町村の長又は水防事務組合の管理者若しくは長若しくは水害予防組合の管理者をいう（法第 2 条第 3 項）。

(4) 消防機関

消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 9 条に規定する消防の機関（消防本部、消防署及び消防団）をいう（法第 2 条第 4 項）。

(5) 消防機関の長

消防本部を置く市町村にあつては消防長を、消防本部を置かない市町村にあつては消防団の長をいう（法第 2 条第 5 項）。

(6) 水防団

法第 6 条に規定する水防団をいう。

(7) 量水標管理者

量水標、験潮儀その他の水位観測施設の管理者をいう（法第 2 条第 7 項、法第 10 条第 3 項）。

都道府県の水防計画で定める量水標管理者は、都道府県の水防計画で定めるところにより、水位を通報及び公表しなければならない（法第 12 条）。

(8) 水防協力団体

水防に関する業務を適正かつ確実に行うことができると認められる法人その他法人でない団体であつて、事務所の所在地、構成員の資格、代表者の選任方法、総会の運営、会計に関する事項その他当該団体の組織及び運営に関する事項を内容とする規約その他これに準ずるものを有しているものとして水防管理者が指定した団体をいう（法第 36 条第 1 項）。

(9) 洪水予報河川

国土交通大臣又は都道府県知事が、流域面積が大きい河川で、洪水により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した河川。国土交通大臣又は都道府県知事は、洪水予報河川について、気象庁長官と共同して、洪水のおそれの状況を基準地点の水位又は流量を示して洪水の予報等を行う（法第 10 条第 2 項、法第 11 条第 1 項、気象業務法（昭和 27 年法律第 165 号）第 14 条の 2 第 2 項及び第 3 項）。

(10) 水防警報

国土交通大臣又は都道府県知事が、洪水、津波又は高潮により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあると認めて指定した河川、湖沼又は海岸（水防警報河川等）について、国土交通大臣又は都道府県知事が、洪水、津波又は高潮によって災害が起こるおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告して行う発表をいう（法第 2 条第 8 項、法第 16 条）。

(11) 水位周知河川

国土交通大臣又は都道府県知事が、洪水予報河川以外の河川で洪水により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した河川。国土交通大臣又は都道府県知事は、水位周知河川について、当該河川の水位があらかじめ定めた氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）に達したとき、水位又は流量を示して通知及び周知を行う（法第 13 条）。

(12) 水位周知下水道

都道府県知事又は市町村長が、内水により相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した公共下水道等の排水施設等。都道府県知事又は市町村長は、水位周知下水道について、当該下水道の水位があらかじめ定めた内水氾濫危険水位（雨水出水特別警戒水位）に達したとき、水位を示して通知及び周知を行う（法第 13 条の 2）。

(13) 水位到達情報

水位到達情報とは、水位周知河川、水位周知下水道または水位周知海岸において、あらかじめ定めた氾濫危険水位（洪水特別警戒水位、雨水出水特別警戒水位または高潮特別警戒水位）への到達に関する情報のほか、水位周知河川においては氾濫注意水位（警戒水位）、避難判断水位への到達情報、水位周知河川または水位周知海岸においては氾濫発生情報のことをいう。

(14) 水防団待機水位（通報水位）

量水標の設置されている地点ごとに都道府県知事が定める水位で、各水防機関が水防体制に入る水位（法第 12 条第 1 項に規定される通報水位）をいう。

水防管理者又は量水標管理者は、洪水若しくは高潮のおそれがある場合において、量水標等の示す水位が水防団待機水位（通報水位）を超えるときは、その水位の状況を関係者に通報しなければならない。

(15) 氾濫注意水位（警戒水位）

水防団待機水位（通報水位）を超える水位であって、洪水又は高潮による災害の発生を警戒すべきものとして都道府県知事が定める水位（法第 12 条第 2 項に規定される警戒水位）をいう。水防団の出動の目安となる水位である。

量水標管理者は、量水標等の示す水位が氾濫注意水位（警戒水位）を超えるとき

は、その水位の状況を公表しなければならない。

(16) 避難判断水位

市町村長の高齢者等避難発令の目安となる水位であり、住民の氾濫に関する情報への注意喚起となる水位。

(17) 氾濫危険水位

洪水により相当の家屋浸水等の被害を生じる氾濫の起こるおそれがある水位をいう。市町村長の避難指示の発令判断の目安となる水位である。水位周知河川においては、法第 13 条第 1 項及び第 2 項に規定される洪水特別警戒水位に相当する。

(18) 氾濫発生水位

洪水により相当の家屋浸水等の被害が生じる氾濫の発生する水位(堤防天端高(又は背後地盤高))をいう。町長の緊急安全確保の発令判断の目安となる水位である。これまでの「氾濫する可能性のある水位」の名称を変更したものである。

(19) 内水氾濫危険水位

法第 13 条の 2 第 1 項及び第 2 項に規定される雨水出水特別警戒水位のこと。内水により相当の家屋浸水等の被害を生じる氾濫の起こるおそれがある水位をいう。

(20) 洪水特別警戒水位

法第 13 条第 1 項及び第 2 項に定める洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位。氾濫危険水位に相当する。国土交通大臣または都道府県知事は、指定した水位周知河川においてこの水位に到達したときは、水位到達情報を発表しなければならない。

(21) 雨水出水特別警戒水位

法第 13 条の 2 第 1 項及び第 2 項に定める内水による災害の発生を特に警戒すべき水位。内水氾濫危険水位に相当する。都道府県知事または市町村長は、指定した水位周知下水道においてこの水位に到達したときは、水位到達情報を発表しなければならない。

(22) 重要水防箇所

堤防の決壊、漏水、川の水があふれる等の危険が予想される箇所であり、洪水等に際して水防上特に注意を要する箇所をいう。

(23) 洪水浸水想定区域

洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、想定し得る最大規模の降雨により当該河川において氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域として国土交通大臣又は都道府県知事が指定した区域をいう(法第 14 条)。

(24) 内水浸水想定区域

内水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、想定し得る最大規模の降雨により当該下水道において氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域として都道府県知事又は市町村長が指定した区域をいう(法第 14 条の 2 に規定される雨水出水浸水想定区域)。

(27) 浸水被害軽減地区

洪水浸水想定区域内で輪中堤防その他の帯状の盛土構造物が存する土地(その状況がこれに類するものとして国土交通省令で定める土地を含む。)の区域であって浸

水の拡大を抑制する効用があると認められる区域として水防管理者が指定した区域をいう（第 15 条の 6）

3 水防の責任等

水防に関係する各主体について、水防法等に規定されている責任及び義務は次のとおりである。

(1) 都道府県の責任

都道府県内における水防管理団体が行う水防が十分行われるように確保すべき責任を有する（法第 3 条の 6）。具体的には、主に次のような事務を行う。

- ① 指定水防管理団体の指定（法第 4 条）
- ② 水防計画の策定及び要旨の公表（法第 7 条第 1 項及び第 7 項）
- ③ 水防管理団体が行う水防への協力（河川法第 22 条の 2、下水道法第 23 条の 2）
- ④ 都道府県水防協議会の設置（法第 8 条第 1 項）
- ⑤ 気象予報及び警報、洪水予報の通知（法第 10 条第 3 項）
- ⑥ 洪水予報の発表及び通知（法第 11 条第 1 項、気象業務法第 14 条の 2 第 4 項）
- ⑦ 高潮予報の発表および通知（法第 11 条の 3 第 1 項、気象業務法第 14 条の 2 第 2 項）
- ⑧ 量水標管理者からの水位の通報及び公表（法第 12 条）
- ⑨ 水位周知河川、水位周知下水道及び水位周知海岸の水位到達情報の通知及び周知（法第 13 条第 2 項及び第 3 項、第 13 条の 2 第 1 項並びに第 13 条の 3）
- ⑩ 洪水予報、高潮予報、水位到達情報、氾濫等又は堤防等決壊の通知の関係市町村長への通知（法第 13 条の 2）
- ⑪ 洪水浸水想定区域、内水浸水想定区域及び高潮浸水想定区域の指定、公表及び通知（法第 14 条、第 14 条の 2 及び第 14 条の 3）
- ⑫ 都道府県大規模氾濫減災協議会の設置（法第 15 条の 10）
- ⑬ 水防警報の発表及び通知並びに水防警報河川等指定したときの公示（法第 16 条第 1 項、第 3 項及び第 4 項）
- ⑭ 水防信号の指定（法第 20 条）
- ⑮ 氾濫等又は堤防等決壊の通報の通知及び周知（法第 24 条の 2 第 2 項、法第 25 条第 2 項）
- ⑯ 避難のための立退きの指示（法第 29 条）
- ⑰ 緊急時の水防管理者、水防団長又は消防機関の長への指示（法第 30 条）
- ⑱ 水防団員の定員の基準の設定（法第 35 条）
- ⑲ 水防協力団体に対する情報の提供又は指導若しくは助言（法第 40 条）
- ⑳ 水防管理団体に対する水防に関する勧告又は助言（法第 48 条）

(2) 水防管理団体の責任

管轄区域内の水防を十分に果たすべき責任を有する（法第 3 条）。具体的には、主に次のような事務を行う。

- ① 水防団の設置（法第 5 条）
- ② 水防団員等の公務災害補償（法第 6 条の 2）
- ③ 平常時における河川等の巡視（法第 9 条）
- ④ 水位の通報（法第 12 条第 1 項）

- ⑤ 水位周知下水道の水位到達情報の通知及び周知（第13条の2第2項）
 - ⑥ 内水浸水想定区域の指定、公表及び通知（第14条の2）
 - ⑦ 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置（法第15条）
 - ⑧ 避難確保計画又は浸水防止計画を作成していない地下街等の所有者又は管理者への必要な指示、指示に従わなかった旨の公表（法第15条の2）
 - ⑨ 避難確保計画を作成していない要配慮者利用施設の所有者又は管理者への必要な指示、指示に従わなかった旨の公表。要配慮者利用施設の所有者又は管理者より報告を受けた避難確保計画及び避難訓練の結果についての助言・勧告（法第15条の3）
 - ⑩ 浸水被害軽減地区の指定・公示及び通知、標識の設置、土地の形状変更の届出を受理した際の通知・届出者への助言又は勧告（法第15条の6、法第15条の7、法第15条の8）
 - ⑪ 予想される水災の危険の周知（法第15条の11）
 - ⑫ 水防団及び消防機関の出動準備又は出動（法第17条）
 - ⑬ 緊急通行により損失を受けた者への損失の補償（法第19条第2項）
 - ⑭ 警戒区域の設定（法第21条）
 - ⑮ 警察官の援助の要求（法第22条）
 - ⑯ 他の水防管理者又は市町村長若しくは消防団長への応援要請（法第23条）
 - ⑰ 堤防決壊等の通報、決壊後の措置（法第25条、法第26条）
 - ⑱ 公用負担により損失を受けた者への損失の補償（法第28条第3項）
 - ⑲ 避難のための立退きの指示（法第29条）
 - ⑳ 水防訓練の実施（法第32条の2）
 - ㉑ （指定水防管理団体）水防計画の策定及び要旨の公表（法第33条第1項及び第3項）
 - ㉒ （指定水防管理団体）水防協議会の設置（法第34条）
 - ㉓ 水防協力団体の指定・公示（法第36条）
 - ㉔ 水防協力団体に対する監督等（法第39条）
 - ㉕ 水防協力団体に対する情報の提供又は指導若しくは助言（法第40条）
 - ㉖ 水防従事者に対する災害補償（法第45条）
 - ㉗ 消防事務との調整（法第50条）
- (3) 国土交通省の責任
- ① 洪水予報の発表及び通知（法第10条第2項、気象業務法第14条の2第3項）
 - ② 高潮予報の発表および通知（法第11条の3第1項、気象業務法第14条の2第2項）
 - ③ 量水標管理者からの水位の通報及び公表（法第12条）
 - ④ 水位周知河川の水位到達情報の通知及び周知（法第13条第1項）
 - ⑤ 洪水予報、高潮予報、水位到達情報、氾濫等の通知の関係市町村長への通知（法第13条の4）
 - ⑥ 洪水予報又は水位到達情報の通知の関係市町村長への通知（法第13条の4）
 - ⑦ 洪水浸水想定区域の指定、公表及び通知（法第14条）

- ⑧ 大規模氾濫減災協議会の設置（法第 15 条の 9）
 - ⑨ 氾濫等の通報の通知及び周知（法第 24 条の 2 第 2 項）
 - ⑩ 重要河川等における都道府県知事等に対する指示（法第 31 条）
 - ⑪ 特定緊急水防活動（法第 32 条）
 - ⑫ 水防協力団体に対する情報の提供又は指導若しくは助言（法第 40 条）
 - ⑬ 都道府県等に対する水防に関する勧告及び助言（法第 48 条）
- (4) 河川管理者の責任
- ① 水防管理団体が行う水防への協力（河川法第 22 条の 2）
 - ② 水防管理者に対する浸水被害軽減地区の指定及び市町村長に対する水害リスク情報の把握に関する情報提供及び助言（法第 15 条の 12）
 - ③ 氾濫等の通報（法第 24 条の 2）
- (5) 下水道管理者の責任
- ① 水防管理団体が行う水防への協力（下水道法第 23 条の 2）
 - ② 氾濫等の通報（法第 24 条の 2）
- (6) 気象庁の責任
- ① 気象、津波、高潮及び洪水の予報及び警報の発表及び通知（法第 10 条第 1 項、気象業務法第 14 条の 2 第 1 項）
 - ② 洪水予報の発表及び通知（法第 10 条第 2 項、法第 11 条第 1 項並びに気象業務法第 14 条の 2 第 2 項及び第 3 項）
 - ③ 高潮予報の発表および通知（法第 11 条の 3 第 1 項、気象業務法第 14 条の 2 第 2 項）
- (7) 居住者等の義務
- ① 水防への従事（法第 24 条）
 - ② 水防通信への協力（法第 27 条）
- (8) 水防協力団体の義務
- ① 堤防等決壊の通報（法第 25 条）
 - ② 決壊後の処置（法第 26 条）
 - ③ 水防訓練の実施（法第 32 条の 2）
 - ④ 津波避難訓練への参加（法第 32 条の 3）
 - ⑤ 業務の実施等（法第 36 条、第 37 条、第 38 条）
- 4 水防計画の作成及び変更
- (1) 水防計画の作成及び変更
- 市町村は、毎年、都道府県の水防計画に応じて、出水期前までに水防計画に検討を加え、必要があると認めるときは変更を行う。水防計画を変更するときは、あらかじめ、水防協議会に諮るとともに、広島県知事に届け出るものとする。
- また、市町村は、水防計画を変更したときは、その要旨を公表するものとする。
- (2) 大規模氾濫減災協議会
- 国土交通大臣が組織する大規模氾濫減災協議会及び知事が組織する都道府県大規模氾濫減災協議会において取りまとめられた「地域の取組方針」については、水防計画へ反映するなどして、取組を推進するものとする。

5 安全配慮

洪水、内水のいずれにおいても、水防団自身の安全確保に留意して水防活動を実施するものとする。

避難誘導や水防作業の際も、水防団員自身の安全は確保しなければならない。

○ 水防団員自身の安全確保のために配慮すべき事項

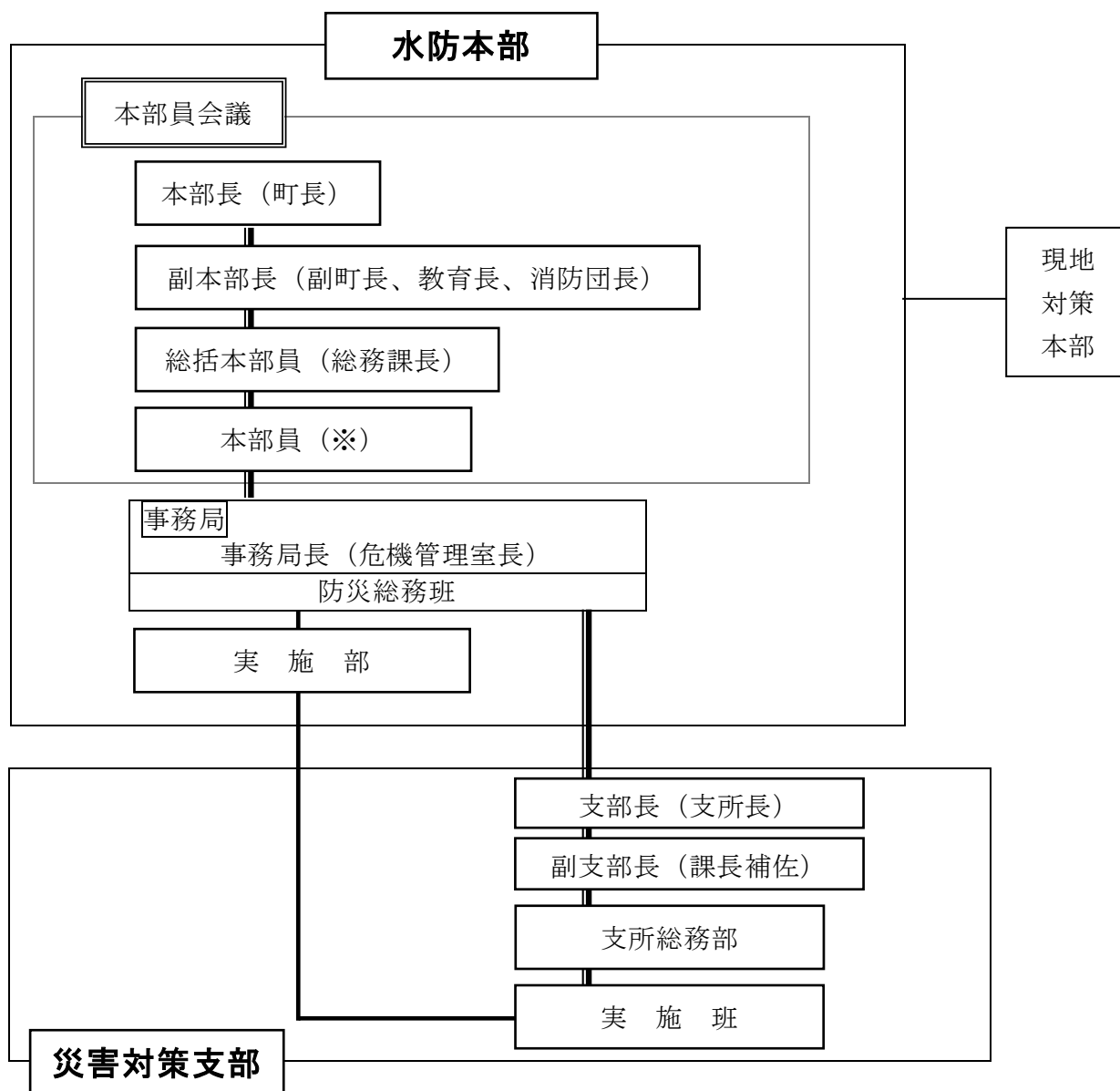
- ・ 水防活動時にはライフジャケットを着用する。
- ・ 水防活動時の安否確認を可能にするため、通常のもの不通の場合でも利用可能な通信機器を携行する。
- ・ 水防活動は、ラジオを携行する等、最新の気象情報を入手可能な状態で実施する。
- ・ 指揮者は、水防活動が長時間にわたるときは、疲労に起因する事故を防止するため団員を随時交代させる。
- ・ 水防活動は原則として複数人で行う。
- ・ 水防活動を行う範囲に応じて監視員を適宜配置する。
- ・ 指揮者又は監視員は、現場状況の把握に努め、水防団員の安全を確保するため、必要に応じ、速やかに退避を含む具体的な指示や注意を行う。
- ・ 指揮者は水防団員等の安全確保のため、予め活動可能な時間等を水防団員等へ周知し、共有しなければならない。
- ・ 指揮者は、活動中の不測の事態に備え、退避方法、退避場所、退避を指示する合図等を事前に徹底する。
- ・ 出水期前に、洪水時の堤防決壊の事例等の資料を水防団員全員に配付し、安全確保のための研修を実施する。

第2章 水防組織と機構

1 組織

水防に関係のある警報・注意報等の発表又は地震等の発生等により、洪水、内水、（以下「水害等」という。）のおそれがあると認められるときから水害等のおそれなくなったと認められるときまで、町は役場本庁各支所等に水防本部及び支部を設置し、次の組織で事務を処理するものとし、その事務分掌は別表第1のとおりとする。

ただし、災害対策本部が設置されたときは、同本部の一部として編入され、その事務を処理する。



(※) 本部員

副町長（副本部長） 教育長（副本部長） 消防団長（副本部長）	議会議務局長 支所長（支部長兼務） 参事	本庁課長 教育次長・課長 健康福祉課長	福祉事務所長 衛生対策室長 危機管理室長
--------------------------------------	----------------------------	---------------------------	----------------------------

第3章 重要水防箇所

重要水防箇所は、堤防の決壊、漏水、川の水があふれる等の危険が予想される箇所であり、洪水等に際して水防上特に注意を要する箇所である。

国管理河川における重要水防箇所の設定基準に基づく、町内の設定箇所及び氾濫した場合に氾濫水が市町村内に到達する設定箇所は、別表第2のとおりである。

第4章 予報及び警報

1 気象庁が行う予報及び警報

(1) 気象庁が発表又は伝達する注意報及び警報

広島気象台長は、気象等の状況により洪水、津波又は高潮のおそれがあると認められるときは、その状況を中国地方整備局長及び知事に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させるものとする。

水防活動の利用に適合する（水防活動用）注意報及び警報は、指定河川洪水予報、指定海岸高潮予報を除き、一般の利用に適合する注意報、警報、危険警報及び特別警報をもって代える。なお、水防活動の利用に適合する特別警報は設けられていない。

水防活動の利用に適合する注意報、警報の名称と対応する一般の利用に適合する注意報、警報、危険警報、特別警報の名称及びそれらの概要及び発表基準は、次のとおりである。

【概要】

水防活動の利用に適合する注意報・警報	一般の利用に適合する注意報・警報・危険警報・特別警報	発表基準
水防活動用気象注意報	レベル2 大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想したとき
水防活動用気象警報	レベル3 大雨警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき
	レベル4 大雨危険警報	大雨による重大な災害が発生するおそれが大きいと予想したとき
	レベル5 大雨特別警報	台風や集中豪雨により大雨災害の起こるおそれが著しく大きい降雨量となる大雨が予想される場合
水防活動用洪水注意報	レベル2 氾濫注意報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想したとき
水防活動用洪水警報	レベル3 氾濫警報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき
	レベル4 氾濫危険警報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、重大な災害が発生するおそれが大きいと予想したとき
	レベル5 氾濫特別警報	台風や集中豪雨により河川の氾濫の起こるおそれが著しく大きい場合
水防活動用高潮注意報	レベル2 高潮注意報	台風や低気圧等による異常な海面の上昇により災害が発生するおそれがあると予想したとき
水防活動用高潮警報	レベル3 高潮警報	台風や低気圧等による異常な海面の上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき
	レベル4 高潮危険警報	台風や低気圧等による異常な海面の上昇により重大な災害が発生するおそれが大きいと予想したとき
	レベル5 高潮特別警報	台風や温帯低気圧により高潮による浸水が起こるおそれが著しく大きい場合
水防活動用津波注意報	津波注意報	津波により災害が発生するおそれがあると予想したとき
水防活動用津波警報	津波警報	津波により重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき
	津波特別警報	津波により重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想したとき（なお、「大津波警報」の名称で発表する）

【予報及び警報の発表基準表】

① 大雨に関する発表基準

予・警報	表面雨量指数基準	土壌雨量指数基準
レベル2大雨注意報	10	118
レベル3大雨警報	17	152

② 洪水に関する発表基準

予・警報	流域雨量指数基準	複合基準	指定河川洪水予報による基準
レベル2氾濫注意報	滝山川流域：28.2 柴木川流域：18.9 西宗川流域：17.7 筒賀川流域：8.4 田吹川流域：4.2 松原川流域：7.7	太田川流域：(5、29.3) 筒賀川流域：(8、6.7) 田吹川流域：(7、4.2) 柴木川流域：(5、17.6) 松原川流域：(5、7.3)	太田川上流 [土居・加計・飯室]
レベル3氾濫警報	滝山川流域：35.3 田吹川流域：5.3 柴木川流域：23.7 松原川流域：9.7 西宗川流域：22.2 筒賀川流域：10.6	太田川流域：(6、32.5) 田吹川流域：(8、4.7) 柴木川流域：(8、19.6)	太田川上流 [土居・加計・飯室]

【大雨警報等を補足する情報】

気象庁は、注意報、警報、危険警報、特別警報を補足する情報として、浸水キキクル、洪水キキクル、大雨キキクルおよび流域雨量指数の予測値を発表する。これらの概要は次のとおりである。

種類	内容
浸水キキクル	短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報（常時10分毎に更新）。
洪水キキクル	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報（常時10分毎に更新）。
大雨キキクル	浸水キキクルと洪水キキクルを統合して示す情報
流域雨量指数の予測値	水位周知河川及びその他河川の各河川を対象として、上流域での降雨によって、下流の対象地点の洪水危険度がどれだけ高まるかを示した情報。6時間先までの雨量分布の予測（降水短時間予報等）を取り込んで、流域に降った雨が河川に集まり流れ下る量を計算して指数化した「流域雨量指数」について、大雨警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けし時系列で表示した情報（常時10分毎に更新）。

【大雨特別警報発表基準】

現象の種類	基準
大雨	台風や集中豪雨により大雨災害の起こるおそれが著しく大きい降雨量となる大雨が予想される場合

【気象庁が発表する特別警報】（参考）

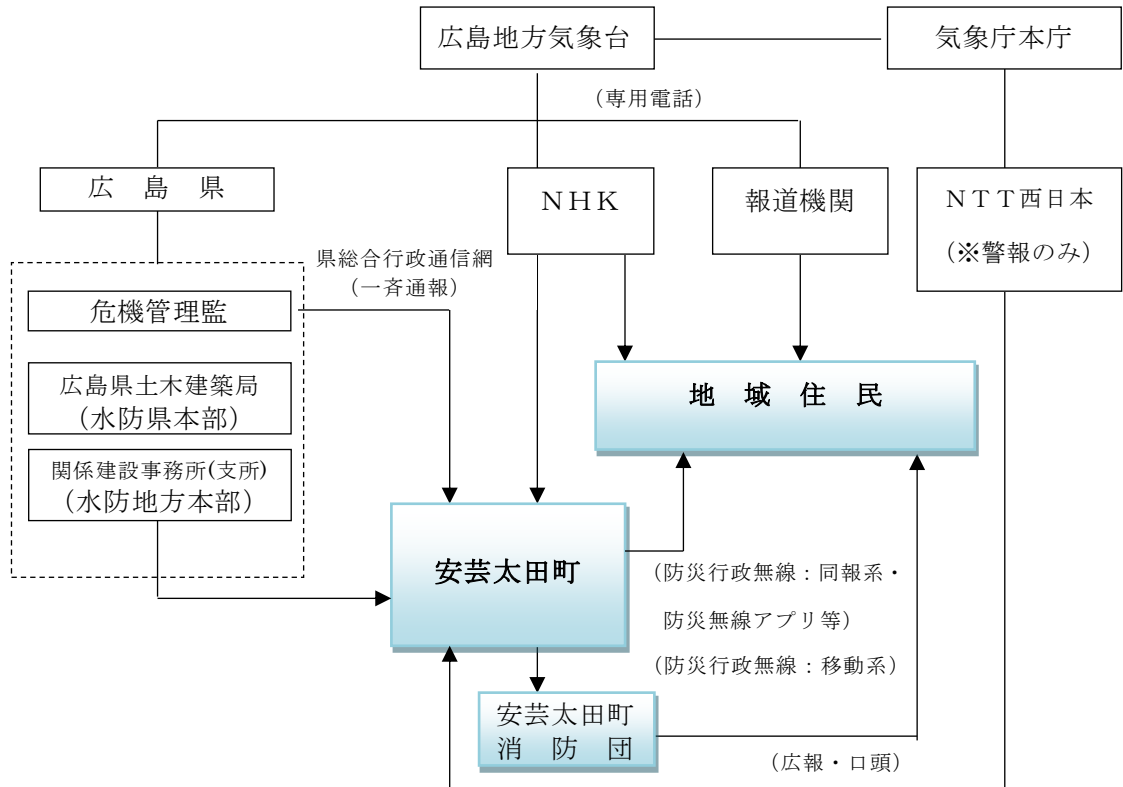
気象庁は、予想される現象が特に異常であるため重大な災害の起こるおそれが著しく大きい場合として降雨量その他に関し気象庁が定める基準に該当する場合には、大雨、津波、洪水、高潮等についての一般の利用に適合する警報（特別警報）をする。

なお、津波については、大津波警報が特別警報に位置付けられる。

また、水防活動用の特別警報は設けられていない。

(2) 警報等の伝達経路

気象状況連絡系統図



2 洪水予報河川における洪水予報

(1) 名称及び発表基準

知事は、国土交通大臣が指定した河川について洪水予報の通知を受けたとき、又は知事が指定した河川について洪水予報をしたときは、水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知する。

また、避難情報発令の判断に資するため、大臣が指定した河川については大臣から、知事が指定した河川については知事から、関係市町村長にその通知に係る事項を通知する。

発表する情報の名称、基本的な発表基準は、次のとおりである。

情報名	発表基準
レベル 2 氾濫注意報	基準地点の水位が氾濫注意水位（警戒水位）に到達し、更に水位上昇が見込まれるとき。
レベル 3 氾濫警報	基準地点の水位が一定時間後に氾濫危険水位に到達することが見込まれるとき、又は、避難判断水位に到達し、更に水位上昇が見込まれるとき。
レベル 4 氾濫危険警報	基準地点の水位が氾濫危険水位に到達したとき、又は、急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれるとき。
レベル 5 氾濫発生情報	氾濫が発生又は氾濫発生水位に到達したとき。 ※レベル 5 氾濫特別警報と一体的に発表
レベル 2 氾濫注意報 （警戒体制解除）	レベル 4 氾濫危険警報又はレベル 3 氾濫警報を発表中に、基準水位観測所の水位が避難判断水位を下回ったとき（氾濫注意水位を下回った場合を除く）、又は、氾濫警報発表中に、基準水位観測所の水位の上昇が見込まれなくなったとき（氾濫危険水位に達した場合を除く）。
レベル 2 氾濫注意報 解除	レベル 5 氾濫発生情報、レベル 4 氾濫危険警報、レベル 3 氾濫警報又はレベル 2 氾濫注意報を発表中に、基準水位観測所の水位が氾濫注意水位を下回り、氾濫のおそれなくなったとき。

(2) 国が行う洪水予報

① 洪水予報を行う河川名、区域

水系名	河川名	区 域	発表担当者	受報担当者
太田川	太田川 (幹川)	左岸 山県郡安芸太田町大字遊谷 字野為 1138 番 2 地先から海まで 右岸 山県郡安芸太田町大字戸河内 字乙井手 889 番 2 地先から海まで	太田川河川 事務所長	広島県 西部建設事務所長 (安芸太田支所)
	滝山川	左岸 山県郡安芸太田町大字加計 字滝山 1956 番地先から幹線合流点まで 右岸 山県郡安芸太田町大字加計 字大平 1942 番 3 地先から幹線合流点まで		

② 洪水予報の対象となる基準水位観測所

河川	観測所名	位置	所在地	水防団 待機 水位	氾濫 注意 水位	避難 判断 水位	氾濫 危険 水位	氾濫 発生 水位
				レベル 1	レベル 2	レベル 3	レベル 4	レベル 5
太田川 上流	飯室	北緯 34° 32' 09" 東経 132° 26' 02"	広島市安佐 北区安佐町 大字飯室	2.500	3.800	6.000	7.100	8.170
	加計	北緯 34° 36' 31" 東経 132° 19' 11"	山県郡安芸 太田町大字 加計中ノ渡	0.000	2.000	2.900	3.700	4.500
	土居	北緯 34° 34' 23" 東経 132° 13' 56"	山県郡安芸 太田町土居	3.100	4.000	4.600	5.000	5.260

③ 洪水予報の担当官署

予報区域名	担当官署
太田川上流	広島県西部建設事務所 広島地方気象台

3 水位周知河川における水位到達情報

(1) 種類及び発表基準

知事は、国土交通大臣が指定した河川について水位到達情報の通知を受けたとき、又は知事が指定した河川について、水位が氾濫危険水位（法第 13 条第 1 項及び第 2 項に規定される洪水特別警戒水位）に達したときは、その旨を当該河川の水位又は流量を示して水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じて報道機関の協力を求めて、一般に周知させる。

また、避難情報発令の判断に資するため、大臣が指定した河川については大臣から、知事が指定した河川については知事から、関係市町村長にその通知に係る事項を通知する。

氾濫注意水位（警戒水位）、避難判断水位への到達情報（レベル 3 氾濫警戒情報）（氾濫注意水位を下回った場合の情報（レベル 2 氾濫注意情報の解除）を含む。）、レベル 5 氾濫発生情報の発表は、可能な範囲で行うこととする。

発表する情報の種類、基本的な発表基準は、次のとおりである。

種類	発表基準
レベル 2 氾濫注意情報	基準地点の水位が氾濫注意水位（警戒水位）に到達したとき
レベル 3 氾濫警戒情報	基準地点の水位が避難判断水位に到達したとき
レベル 4 氾濫危険情報	基準地点の水位が氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）に到達したとき
レベル 5 氾濫発生情報	氾濫が発生又は氾濫発生水位に到達したとき
レベル 2 氾濫注意情報 解除	レベル 5 氾濫発生情報、レベル 4 氾濫危険情報、レベル 3 氾濫警戒情報又はレベル 2 氾濫注意情報を発表中に、基準水位観測所の水位が氾濫注意水位を下回り、氾濫のおそれなくなったとき

(2) 国土交通省が行う水位到達情報の通知

① 水位到達情報の通知を行う河川名、区域

河川名	区域
太田川	左岸 山県郡安芸太田町大字遊谷字野為 1138 番 2 地先から海まで
	右岸 山県郡安芸太田町大字戸河内字乙井手 889 番 2 地先から海まで
滝山川	左岸 山県郡安芸太田町大字加計字滝山 1956 番地先から幹線合流点まで
	右岸 山県郡安芸太田町大字加計字大平 1942 番の 3 地先から幹線合流点まで

② 水位到達情報の通知の対象となる基準水位観測所

河川名	観測所名	地先名	水防団待機水位	氾濫注意水位	避難判断水位	氾濫危険水位	計画高水位	氾濫発生水位	関係水防管理団体
太田川	加計	安芸太田町大字加計	0.000	2.000	2.900	3.700	7.738	4.500	安芸太田町
	土居	安芸太田町大字土居	3.100	4.000	4.600	5.000	7.107	5.260	

(3) 都道府県が行う水位到達情報の通知

① 水位到達情報の通知を行う河川名、区域

河川名	区 域
太田川	左岸 山県郡安芸太田町大字吉和郷字流田 412 番地 4 から国管理区間上流端まで 右岸 山県郡安芸太田町大字吉和郷字原尻 457 番地から国管理区間上流端まで

② 水位到達情報の通知の対象となる基準水位観測所

河川名	観測所名	地先名	氾濫危険水位	関係水防団体
太田川	土居	安芸太田町大字土居	3.900	安芸太田町

③ 水位到達情報の通知の担当官署

予報区域名	担当官署
太田川 (県管理分)	広島県西部建設事務所 (安芸太田支所)

4 水位周知下水道における水位到達情報

(1) 種類及び発表基準

知事は、知事が指定した水位周知下水道について、水位が内水氾濫危険水位（雨水出水特別警戒水位）に達したときは、その旨を当該水位周知下水道の水位を示して水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じて報道機関の協力を求めて、一般に周知させるものとする。

また、知事が指定した水位周知下水道について通知をした知事は、避難情報発令の判断に資するため、関係市町村長にその通知に係る事項を通知するものとする。

市町村長は、当該市町村長が指定した水位周知下水道について、水位が内水氾濫危険水位（雨水出水特別警戒水位）に達したときは、その旨を当該水位周知下水道の水位を示して水防管理者、量水標管理者及び都道府県知事に通知し、必要に応じて報道機関の協力を求めて、一般に周知させるものとする。

内水氾濫危険水位を下回り、氾濫のおそれなくなった場合は、その旨の情報（内水氾濫危険情報の解除）を、可能な限り速やかに発表することとする。

発表する情報の種類、基本的な発表基準は、次のとおりである。

種 類	発表基準
内水氾濫危険情報	基準地点の水位が内水氾濫危険水位（雨水出水特別警戒水位）に到達したとき
氾濫発生情報	氾濫が発生又は氾濫発生水位に達したとき
内水氾濫危険情報解除	基準地点の水位が内水氾濫危険水位（雨水出水特別警戒水位）を下回り、氾濫のおそれなくなったとき

5 水防警報

(1) 安全確保の原則

水防警報は、洪水、津波又は高潮によって災害が発生するおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告するものであるが、津波の発生時における水防活動その他危険を伴う水防活動にあたっては、従事する者の安全の確保が図られるように配慮されたものでなければならない。

そのため、水防警報の発表については、水防活動に従事する者の安全確保に配慮して通知するものとする。なお、津波到達時間が短すぎて、水防活動を行うことが難しいことが想定される場合は、水防警報を発表しないという整理の仕方もある。

(2) 洪水時の河川に関する水防警報

① 種類及び発令基準

知事は、国土交通大臣が指定した河川について、水防警報の通知を受けたとき、又は知事が指定した河川について水防警報をしたときは、関係水防管理者その他水防に関係のある機関に通知する。

水防警報の種類、内容及び発表基準は、次のとおりである。

種類	内 容	発令基準
待機	出水あるいは水位の再上昇が懸念される場合に、状況に応じて直ちに水防機関が出勤できるように待機する必要がある旨を警告し、又は、水防機関の出勤期間が長引くような場合に、出勤人員を減らしても差支えないが、水防活動をやめることはできない旨を警告するもの。	気象予・警報等及び河川状況等により、必要と認めるとき。
準備	水防に関する情報連絡、水防資器材の整備、水門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努めるとともに、水防機関に出勤の準備をさせる必要がある旨を警告するもの。	雨量、水位、流量とその他の河川状況により必要と認めるとき。
出勤	水防機関が出勤する必要がある旨を警告するもの。	氾濫注意情報等により、又は、水位、流量その他の河川状況により、氾濫注意水位 36 (警戒水位) を超えるおそれがあるとき。
警戒	出水状況及びその河川状況を示し、警戒が必要である旨を警告するとともに、水防活動上必要な越水 (水があふれる)・漏水・法崩 (堤防斜面の崩れ)・亀裂等河川の状況を示しその対応策を指示するもの。	氾濫警戒情報等により、又は、既に氾濫注意水位 (警戒水位) を超え、災害のおこるおそれがあるとき。
解除	水防活動を必要とする出水状況が解消した旨及び当該基準水位観測所名による一連の水防警報を解除する旨を通告するもの。	氾濫注意水位 (警戒水位) 以下に下降したとき、又は水防作業を必要とする河川状況が解消したと認めるとき。

※上記の例を参考とし、各地域の実情等に応じ定めるものとする。

※地震による堤防の漏水、沈下等の場合は、上記に準じて水防警報を発表する。

② 国土交通省が行う水防警報

水 系	河川名	区 域	発表担当者	受報担当者
太田川	太田川 (幹川)	左岸 山県郡安芸太田町大字遊谷 字野為 1138 番地 2 地先 右岸 山県郡安芸太田町大字戸河内 字乙井手 889 番地先 から海まで	太田川河川 事務所長	西部建設事務所長 (本 所) (安芸太田支所)

	滝山川	左岸 山県郡安芸太田町大字加計 字滝山 1956 番地 右岸 山県郡安芸太田町大字加計字 大平 1942 番地 3 地先 から幹川合流点まで		西部建設事務所 (安芸太田支所)
--	-----	--	--	---------------------

③ 都道府県が行う水防警報

水系	河川名	観測所名	区域	発表担当者
太田川	太田川	土居	左岸 山県郡安芸太田町大字吉和郷字両 大古屋から安芸太田町字野為 1138 番地 2 地先 (直轄河川区域) まで 右岸 山県郡安芸太田町大字吉和郷字川 東平から安芸太田町字乙井手 889 番地 2 地先 (直轄河川区域) まで	西部建設事務所 (安芸太田支所)

第5章 水位等の観測、通報及び公表

1 水位の観測、通報及び公表

(1) 水位観測所

市町村内及び市町村が関係する水位観測所は、都道府県管理の水位観測所及び他の量水標管理者が管理する水位観測所は下表のとおりである。

事務所名	河川名	観測所名	堤防高	水位	位置	管理者	備考
			左岸 右岸	氾濫危険 避難判断 氾濫注意 水防団待機			
安芸太田(県)	太田川	土居	10.06	3.900	山県郡安芸太田町大字土居	国	
			10.01	3.650 3.550 3.100			
太田川 (国土交通省)	太田川	土居	10.06	5.000	山県郡安芸太田町大字土居	国	
			10.01	4.600 4.000 3.100			
		加計	7.64	3.700	山県郡安芸太田町大字加計中ノ渡	国	
			7.49	2.900 2.000 0.000			
飯室	7.01	7.100	広島市安佐北区安佐町飯室	国			
	8.24	6.000 3.800 2.500					

(2) 水位の通報

- ① 水防活動において必要となる水位及び潮位データについては、広島県河川防災情報システム(以下「河川防災情報システム」という。)で収集するものとする。
- ② 河川防災情報システムで収集した観測データは、広島県防災情報システム等により、市町、関係機関へ提供するものとする。
- ③ 水防管理者又は量水標管理者は、洪水もしくは高潮のおそれがあることを自ら知り、又は4.2の洪水予報の通知を受けた場合において、量水標等の示す水位が水防団待機水位(通報水位)及び氾濫注意水位(警戒水位)を超えるおそれがあるときは、その水位の状況を注視するとともに、必要に応じて関係者に通知する。
- ④ 潮位局管理者は、高潮又は津波のおそれがあるとの予報を受け、又は自らそれを察知したときは、潮位の状態を注視し、水防本部から要請があったときは、その潮位を通報する。

(3) 水位の公表

- ① 量水標管理者は、量水標等の示す水位が【別表第23】に定める氾濫注意水位(警戒水位)を超えるときは、その水位の状況を、次の方法で公表しなければならない。

ア 公表の開始

水位が上昇して氾濫注意水位(警戒水位)に達したときから開始する。

イ 公表の終了

水位が下降して氾濫注意水位（警戒水位）以下に下がったときに終了する。

ウ 公表の方法

広島県水防本部を通じて、河川防災情報システム（URL <https://www.kasen-bousai.pref.hiroshima.lg.jp/rivercontents/>）に「河川名・水位観測所名・所在地・水位状況・その他必要事項」を掲載する。

- ② 水防本部は、水位観測所の水位が氾濫注意水位（警戒水位）を超えるときは、次の方法で、直ちにその水位の状況を公表するものとする。

ア 公表の開始

水位が上昇して氾濫注意水位（警戒水位）に達したときから開始する。

イ 公表の終了

水位が下降して氾濫注意水位（警戒水位）以下に下がったときに終了する。

ウ 公表の方法

広島県水防本部を通じて、河川防災情報システム（URL <https://www.kasen-bousai.pref.hiroshima.lg.jp/rivercontents/>）に「河川名・水位観測所名・所在地・水位状況・その他必要事項」を掲載する。水位状況は、データが河川防災情報システムで受電され次第、直ちに更新する。

(4) 欠測時の措置

- ① 量水標管理者は、自らの管理に係る観測所等において欠測等が生じ、水位の通報及び公表ができない状況であることが判明した場合は、速やかに欠測等の原因を究明し早期の復旧に努めるとともに、その状況を関係機関等に速やかに周知すること。
- ② 欠測等により水位の通報及び公表ができない観測所を代替する観測所がある場合は、併せて関係機関等に周知すること

2 雨量の観測及び通報

(1) 雨量観測所

都道府県内の雨量観測所は、都道府県管理の雨量観測所及び国土交通省管理の雨量観測所、気象庁管理の雨量観測所は下表のとおりである。

所 管	観測所	種別・河川名	位 置	水系
広島県	安芸太田支所	丁川	山県郡安芸太田町大字加計 30878 番地 (西部建設事務所安芸太田支所内)	太田川
	芸北	滝山川	山県郡北広島町南門原葉山 38 番地 2	太田川
広島県	杉の泊	土砂監視	山県郡安芸太田町大字下殿河内字南山 227 番地 1	—
	江河内	土砂監視	山県郡安芸太田町大字下殿河内 3224 番地 1	—
	水谷	土砂監視	山県郡安芸太田町大字加計字水谷 580 番地 1	—
	黒埴	土砂監視	山県郡安芸太田町大字穴字黒埴 591 番地 1	—
	猪山	土砂監視	山県郡安芸太田町大字猪山獅子谷 253 番地 23	—
	中ノ原	土砂監視	山県郡安芸太田町大字中筒賀字中ノ原地先	—
	布原	土砂監視	山県郡安芸太田町大字上筒賀字布原地先	—
気象台	加計	太田川	山県郡安芸太田町大字加計字神田	太田川

	内黒山	柴木川	山県郡安芸太田町大字横川字横川東平	太田川
	王泊	滝山川	山県郡北広島町細見	太田川
国	溝口	丁川	山県郡北広島町溝口字大崎 1151 番地	太田川
	七曲	西宗川	山県郡北広島町吉木字七曲 4779 番地 1	太田川
	加計	太田川	山県郡安芸太田町大字加計中ノ渡	太田川
	松原	松原川	山県郡安芸太田町大字松原字荷寄原	太田川
	温井ダム	滝山川	山県郡安芸太田町大字加計 1956 番地 2	太田川
	王泊	滝山川	山県郡北広島町細見字野田ヶ原 361 番地	太田川
	上奥原	滝山川	山県郡阿北広島町草安字下野々原 35 番地 4	太田川

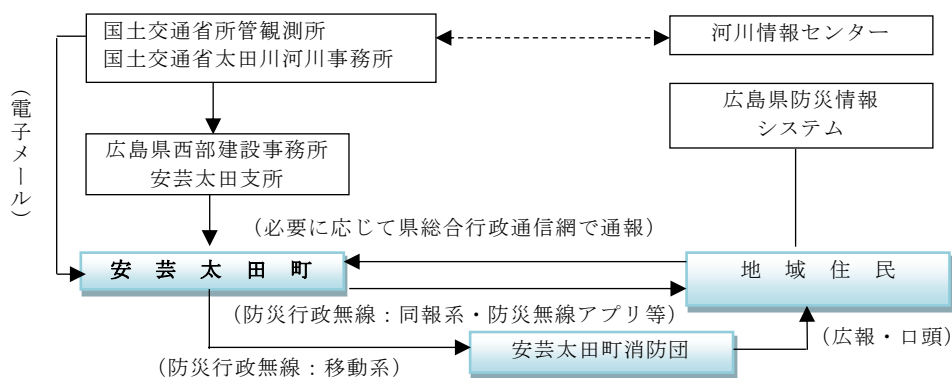
(2) 雨量の通報

- ① 水防活動において必要となる雨量データについては、河川防災情報システムで収集するものとする。
- ② 河川防災情報システムで収集した観測データは、広島県防災情報システム等により、市町、関係機関へ提供するものとする。
- ③ 雨量管理者は、相当の降雨があるとの予報を受け、又は自らそれを察知したときは、その降雨量を注視し、水防本部から要請があったときは、その雨量を通報する。

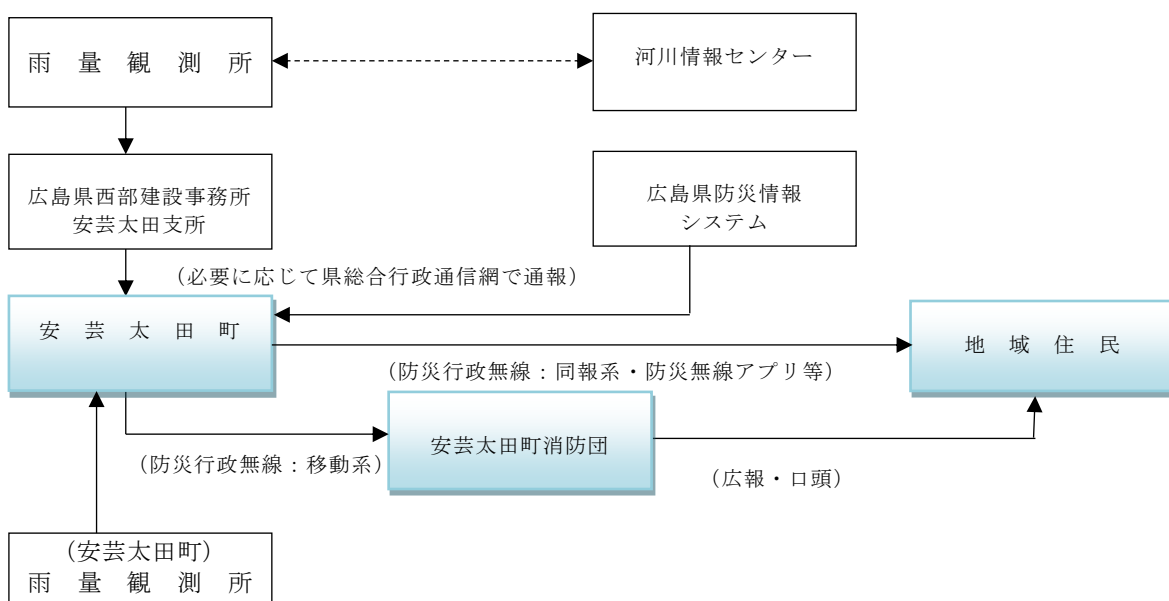
(3) 通報系統

「3 水位等の通報系統図」に従って通報し、やむを得ない理由により、この系統によりがたい場合は、あらゆる手段を尽して迅速確実に通報する。

3 水位通報系統図



4 雨量通報系統図



第6章 気象予報等の情報収集

気象予報、雨量、河川の水位等については、以下のウェブサイトでパソコンやスマートフォン、携帯電話から確認することができる。

(1) 気象情報

気象庁

- あなたの街の防災情報 <https://www.jma.go.jp/bosai/>
- 気象警報・注意報 <https://www.jma.go.jp/bosai/map.html#contents=warning>
- アメダス <https://www.jma.go.jp/bosai/map.html#contents=amedas>
- 雨雲の動き（高解像度降水ナウキャスト）
<https://www.jma.go.jp/bosai/nowc/>
- 洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）
<https://www.jma.go.jp/bosai/risk/#elements:flood>
- 浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）
<https://www.jma.go.jp/bosai/risk/#elements:inund>

(2) 雨量・河川水位

国土交通省

- 川の防災情報 【PC版】 <https://www.river.go.jp/>
【スマートフォン版】 <https://www.river.go.jp/s/>
【携帯版】 <https://i.river.go.jp/>

(3) 広島県

- 広島県防災Web <http://www.bousai.pref.hiroshima.lg.jp/>
- 洪水ポータルひろしま <https://www.kouzui.pref.hiroshima.lg.jp/portal/>
- 広島県河川防災情報システム
<https://www.kasen-bousai.pref.hiroshima.lg.jp/rivercontents/>

第7章 ダム・水門等の操作

1 ダム・水門等

(1) 河川区間のダム・水門（洪水）

水防上重要なダム及び水門等は、【別表「町内主要ダム概要」】のとおりである。

ダム及び水門等の管理者は、常に当該施設が十分その機能を発揮できるよう努めるとともに、特に水防活動時においては適正な操作を行い、水害の軽減、防止に努めるものとする。

ダム及び水門等の管理者は、気象警報・注意報等及び洪水予報・水防警報が発表されたとき、又は雨量、水位、流量等の気象状況を考慮し、洪水時又は洪水のおそれがあると認めたときは、各施設の操作規則等に基づき、的確な操作を行うものとする。

(2) 農業用ため池

気象状況により溜池管理者は、水位の変動を監視し必要に応じ、下流、低地に悪影響を及ぼさないよう適切に門樋等の操作を行うものとする。

2 操作の連絡

ダム及び水門等のため池管理者は、各施設の操作規則等に基づき、放流等の情報を直ちに河川管理者、所管建設事務所、下流地域等の水防管理団体、鉄道関係機関等に迅速に連絡するものとする。

また、防災重点ため池については、地域防災計画に基づき適切な対応を行う。

3 連絡系統

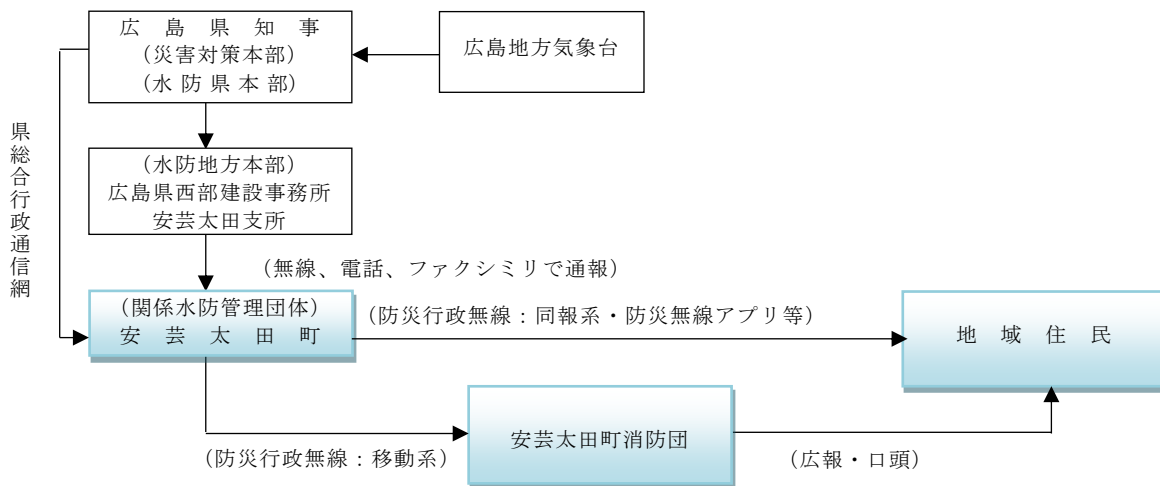
やむを得ない理由により、連絡系統によりがたい場合は、あらゆる手段を尽くして迅速・確実に連絡する。

第 8 章 通信連絡

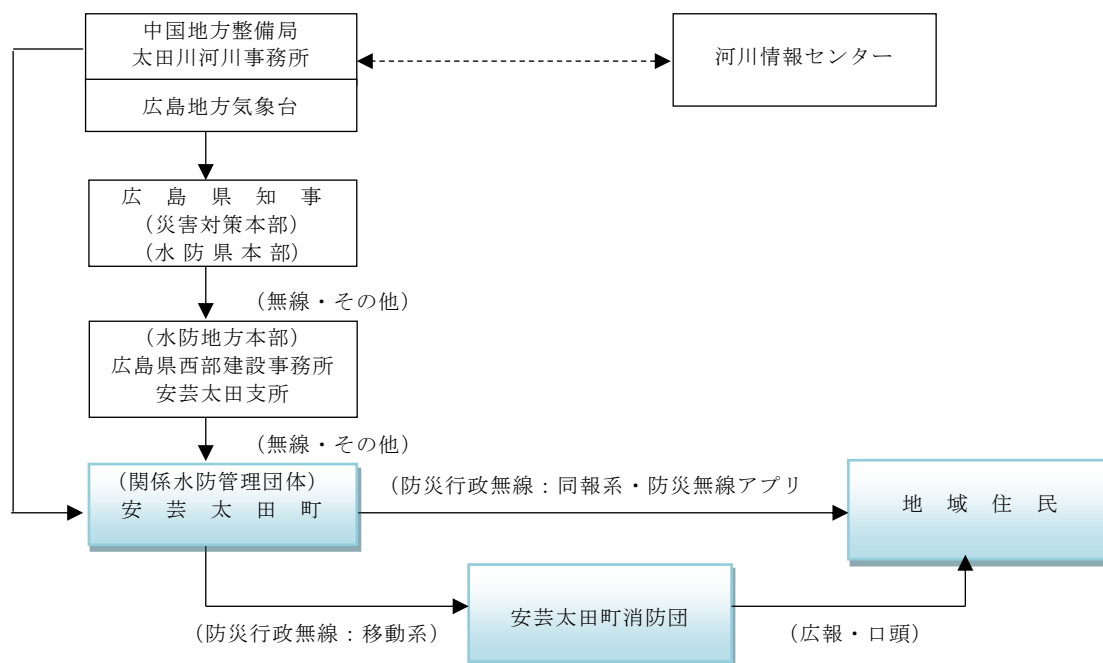
1 通信連絡系統

水防時に必要な連絡用の電話、無線電話の通信系統の大要は、次のとおりとする。

(1) 気象台が行う連絡及び通知



(2) 国土交通大臣と気象台が共同で行う通知（太田川洪水予報連絡系統図）



2 災害時優先通信の取扱い

災害等により電話が混み合った場合には、発信規制や接続規制といった通信規制（大規模災害時は約 90%以上の制限が行われることがある）が行われるため、通常の電話は被災地からの発信や被災地への接続が困難となる。これを回避するため、水防上緊急を要する場合、水防関係機関は、法第 27 条第 2 項及び電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号）第 8 条第 1 項に基づき災害時優先通信を利用することができる。

利用にあたっては、電気通信事業者へ事前の申し込みが必要となるため、必要な電話回線をあらかじめ登録しておくとともに、どの電話機が災害時優先通信を利用できるのかをわかるようにしておく。

3 洪水浸水想定区域の指定公表等

洪水予報を行う太田川及び滝山川の洪水浸水想定区域の指定公表状況及び関係市町については別表第3「洪水浸水想定区域」のとおりである。

安芸太田町は、上記指定町であるため、安芸太田町防災会議は安芸太田町地域防災計画において洪水予報の伝達方法・避難場所等、円滑かつ迅速な避難の確保のため必要な事項について定めるものとする。

4 水防警報を行う河川及び発表担当者

国土交通大臣及び知事が水防警報を行う河川及び警報発表担当者は、別表第4「水防警報を行う河川及び発表担当者（安芸太田町関係分）」のとおりである。

5 水防警報の種類、内容及び発表形式

水防警報の種類・内容及びその発表形式は、別表第5「水防警報の種類、内容及び発表形式」のとおりである。

第9章 水防施設及び輸送

1 水防倉庫及び水防資器材

- ① 町の重要水防箇所及びこれの対策については、別表第6「重要水防箇所及びその対策表」のとおりである。
- ② 水防管理者は、資材の確保のため重要水防区域近在の竹、立木、木材等を調査するとともに、資材確保のため別途定める業者とあらかじめ協議しておき、緊急時調達しうる数量を確認して、その補給に備えなければならない。また備蓄器材が使用又は損傷により不足を生じた場合は、直ちに補充しておくものとする。
- ③ 水防管理者は、水防管理団体及び水防協力団体の備蓄資器材では不足するような緊急事態に際して、国の応急復旧用資器材又は都道府県の備蓄資器材を使用する場合には、国土交通省太田川河川事務所長又は広島県西部建設事務所安芸太田支所長に電話にて承認を受けるものとする。

2 輸送の確保

非常の際、資器材、作業員その他の輸送を確保するため、市町村内の重要水防区域においてあらゆる状況を推定して輸送経路図を作成して広島県西部建設事務所安芸太田支所長に提出しておくものとする。

- ・ 付近略図に道路幅員その他通路のわかる輸送網図
- ・ 万一に備えた多角的輸送路の選定図

第10章 水防活動

1 水防配備

(1) 市町村の非常配備

町は、水防活動の利用に適合する予報及び警報等の発表があり洪水、内水のおそれがあると認められるときから、その危険が解消されるまでの間は非常配備により水防事務を処理するものとする。ただし、配備職員の安全確保を図らなくてはならない。

なお、水防配備体制の区分及び配備の時期並びに体制、配備人員については、「町地域防災計画基本編第3章第2節 組織、動員計画」における注意体制から非常体制までの体制を準用する。

(2) 水防団及び消防団の非常配備

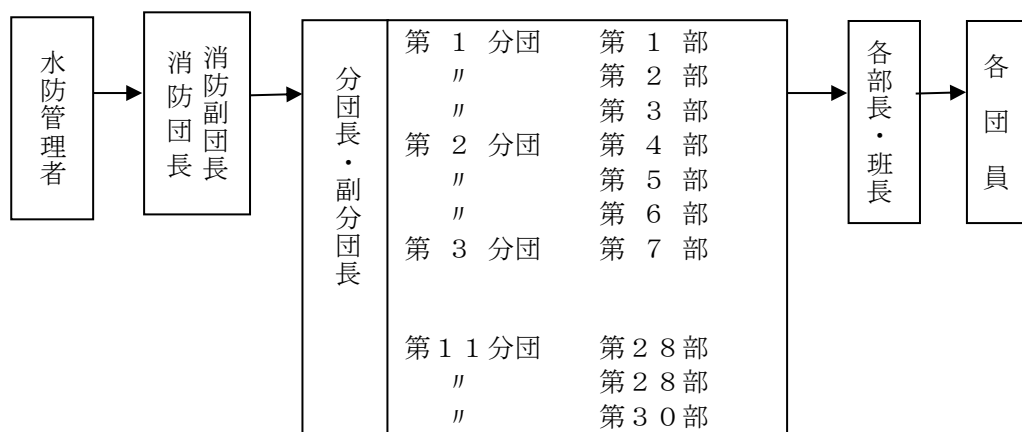
① 水防団及び消防団の管轄地域等

各水防団及び消防団の管轄地域、連絡体制は下表のとおりである。

○ 管轄区域

名 称	管 轄 区 域
第 1 分 団	修道・安野・坪野
第 2 分 団	東区・津浪・至誠・尚志・香南
第 3 分 団	三郷・中央・川西
第 4 分 団	川北・浄善・殿賀
第 5 分 団	上殿
第 6 分 団	山崎・山ノ廻・松原・正地・井仁・三郷
第 7 分 団	市・三谷・本郷・坂原・布原・大井
第 8 分 団	土居・戸河内（下本郷）・田吹・遊谷
第 9 分 団	戸河内（上本郷）・横川・吉和郷・打梨・那須
第 10 分 団	柴木・川手・梶ノ木・板ヶ谷・松原・小板
第 11 分 団	北部・温井・寺領・長原・与一野・才中得・猪山・平見谷

○ 連絡体制



② 水防団及び消防団の非常配備

水防管理者は、水防警報が発せられたとき、水位が氾濫注意水位（警戒水位）に達したとき、その他水防上必要があると認められるときは、水防団及び消防機関を出動させ、又は出動の準備をさせるものとする。その基準はおおむね次のとおりとする。

○ 消防団の配備体制

種 別	配 備 時 期	配 備 内 容
待機	水防に関係のある気象の予報、注意報及び警報が発表されたとき	水防団及び消防団の連絡員を本部に詰めさせ、団長は、その後の情勢を把握することに努め、また、一般団員は、直ちに次の段階に入り得るような状態におく
準備	1. 河川の水位が氾濫注意水位（警戒水位）に達してなお上昇のおそれがあり、かつ出動の必要が予測されるとき 2. その他町長が、必要と認め、当該配備を消防団長に指示したとき。	水防団及び消防団の団長は、所定の詰所に集合し、資器材及び器具の整備点検、作業員の配備計画に当たり、ダム、水閘門、樋門及びため池等の水防上重要な工作物のある箇所への団員の派遣、堤防巡視等のため、一部団員を出動させる
出動	1 河川の水位がなお上昇し、出動の必要を認めるとき 2 雨量、水位、流量その他の状況により堤防の溢水、決壊のおそれがあるとき。 3 浸水等により避難指示、緊急安全確保を発令したとき。 4 その他町長が、必要と認め、当該配備を消防団長に指示したとき。	水防団及び消防団の全員が所定の詰所に集合し警戒配備につく
解除	水防管理者が解除の指令をしたとき	

2 巡視及び警戒

(1) 平常時

水防管理者、水防団長又は消防機関の長（以下この章において「水防管理者等」という。）は、随時区域内の河川、海岸、堤防・津波防護施設等を巡視し、水防上危険であると認められる箇所があるときは、直ちに当該河川、海岸、堤防・津波防護施設等の管理者（以下「河川等の管理者」という。）に連絡して必要な措置を求めるものとする。

上記に係る連絡を受けた河川等の管理者は、必要な措置を行うとともに、措置状況を水防管理者に報告するものとする。

河川等の管理者が自ら行う巡視等において水防上危険であると認められる箇所を発見した場合は、必要な措置を行うとともに、措置状況を水防管理者に報告するものとする。

水防管理者等が、出水期前や洪水経過後、高潮や津波終息後などに、重要水防箇所又は洪水箇所、その他必要と認める箇所の巡視を行う場合には、第12章に定める河川管理者の協力のほか、必要に応じて、河川、海岸等の管理者に立会又は共同で行うことを求めることができるものとする。この際、水防団員等が立会又は共同で行うことが望ましい。

(2) 出水時

(ア) 洪水

水防管理者等は、都道府県から非常配備体制が指令されたときは、河川等の監視及び警戒をさらに厳重にし、別表第6に定める重要水防箇所を中心として巡視するものとする。

また、次の状態に注意し、異常を発見したときは直ちに水防作業を実施するとともに、所轄建設事務所長及び河川等の管理者に連絡し、所轄建設事務所長は水防本部長に報告するものとする。ただし、堤防、ダムその他の施設が決壊したとき、又は越水・溢水若しくは異常な漏水を発見したときは、7に定める決壊等の通報及びその後の措置を講じなければならない。

- ① 堤防から水があふれるおそれのある箇所の水位の上昇
- ② 堤防の上端の亀裂又は沈下
- ③ 川側堤防斜面で水当りの強い場所の亀裂又は欠け崩れ
- ④ 居住地側堤防斜面の漏水又は飽水による亀裂及び欠け崩れ
- ⑤ 排・取水門の両軸又は底部よりの漏水と扉の締まり具合
- ⑥ 橋梁その他の構造物と堤防との取り付け部分の異状

3 水防作業

水防作業を必要とする異常事態が発生したときは、被害を未然に防止し、又は被害の拡大を防ぐため、堤防の構造、流速、護岸、浸水域及び近接地域の状態等を考慮して最も適切な工法を選択し実施するものとする。水防作業を必要とする異常状態を大別してそれに適する工法の説明は、資料第1のとおりである。

その際、水防団員は自身の安全を確保できる場所までの避難完了に要する時間、津波到達時刻等を考慮して、水防団員が自身の安全確保ができないと判断したときには、自身の避難を優先する。

4 消防団員の安全配慮

- (1) 水防活動現場（警戒巡視箇所等を含む。）への出動等に当たっては、危険箇所（洪水等の浸水想定区域や土砂災害警戒区域等）や気象情報、水防警報等の情報収集に努め、常に二次被害の発生を想定して経路や活動場所の選定等を行う。
- (2) 水防活動時には、救命胴衣等の身の安全を確保する装備を着用する。
- (3) 土石流による土砂等の堆積状況等、災害の状況や地理条件を考慮して消防団員の退避場所の選定を最優先に行い、これを全ての消防団員に周知する。
- (4) 水防活動や避難場所の誘導等に当たっては、消防団員の危険を回避するため、安全性が高いと考えられる場所までの避難完了に要する時間を考慮するとともに、消防団員が自身の危険性が高いと判断したときは自身の避難を優先する。
- (5) 緊急退避の警笛又はサイレンが発せられた場合や、山鳴り、地響き、異様な臭い等の異常な現象を感じた場合には、消防団員は自らも警笛等で周囲に緊急退避を伝達しながらあらかじめ選定された場所へ退避する。

5 緊急通行

(1) 緊急通行

水防のため緊急の必要がある場所に赴くときは、水防団長、水防団員及び消防機関に属する者並びに水防管理者から委任を受けた者は一般交通の用に供しない通路又は公共の用に供しない空地及び水面を通行することができる。

(2) 損失補償

水防管理団体は、緊急通行の権限を行使することにより損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償するものとする。

6 警戒区域の指定

水防上緊急の必要がある場所においては、水防団長、水防団員又は消防機関に属する者は、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域への立ち入りを禁止し、若しくは制限し、又はその区域からの退去を命ずることができるものとする。

また、水防団長、水防団員又は消防機関に属する者がいないとき、又はこれらの者の要求があったときは、警察官は、水防団長、水防団員又は消防機関に属する者の職権を行うことができるものとする。

7 避難のための立ち退き又は緊急に安全を確保すべき対応

- ① 洪水、津波又は高潮等により著しい危険が切迫していると認められるときは、水防管理者は、必要と認める区域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のため立ち退くべきこと又は高所への移動、近傍の堅固な建物への退避、屋内の屋外に面する開口部から離れた場所での待避その他の緊急に安全を確保すべきことを指示することができる。この場合、山県警察署長にその旨を通知するものとする。
- ② 水防管理者は、避難のための立ち退き又は緊急に安全を確保すべき対応を指示した場合は、その状況を広島県西部建設事務所安芸太田支所長に速やかに報告するものとする。
- ③ 水防管理者は、山県警察署長と協議の上、あらかじめ危険が予想される区域について、避難計画を作成し、避難場所、避難経路その他必要な事項を定め、一般に周知しておくものとする。

8 氾濫・決壊・漏水等の通報及びその後の措置

(1) 氾濫等の通報

河川管理者、下水道管理者又は海岸管理者が、その管理する河川、下水道又は海岸について、浸水想定区域における氾濫による著しい危険が切迫していると認める場合は、直ちにその状況を関係都道府県知事その他関係者に通報するものとする。

通報を受けた知事（当該通報をした者が河川管理者又は海岸管理者である国土交通大臣の場合にあつては、水防を担う国土交通大臣）は、その状況により相当な損害を生ずるおそれがあると認めるときは、当該通報に係る事項を直ちに水防管理者、量水標管理者及び市町村長並びに気象庁長官に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させるものとする。

(氾濫等の通報のうち例外的な対応をする場合)

洪水予報河川、水位周知河川では、霞堤、河岸段丘や谷地など地形的特徴から、相当に早い段階で浸水が生じる或いは氾濫が発生しても浸水範囲等が限定的な区域においては、基準水位の対象としていないことから、これらの区域については、氾濫等の通報対象ではあるが、レベル5氾濫発生情報の発表の対象外にして、自治体と連携し個別に連絡することにより避難を呼びかける例外的な対応をする場合がある。例外的な対応を行う区域については河川管理者と水防管理者で、事前に確認して定めておくものとする。

(定め方については (ア) 河川管理者が行う氾濫等の通報 ②氾濫等の通報のうち、例外

的な対応する河川、区域を参照)

(2) 決壊・漏水等の通報

水防に際し、堤防その他の施設が決壊したとき、又は越水・溢水若しくは異常な漏水が発生したときは、水防管理者、水防団長、消防機関の長又は水防協力団体の代表者は、直ちに関係者（関係機関・団体）に通報するものとする。

通報を受けた知事は、決壊により相当な損害を生ずるおそれがあると認めるときは、当該通報に係る事項を直ちに水防管理者及び量水標管理者並びに気象庁長官に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させるものとする。

なお、水防管理者又は市町村長による緊急安全確保措置の指示があった場合は、水防管理者、水防団、消防機関又は水防協力団体は直ちに待避を行い、安全な場所で監視カメラ等により堤防その他の施設が決壊又は越水・溢水を確認できた場合のみ通報を行う。

また、暫定堤防区間における危険水位が現況堤防高から余裕高を引いた（スライドダウンを行わない）高さを原則として設定されていることから、断面不足等に起因する漏水等に関する危険情報が洪水予報や水位到達情報に反映されていない（第4章参照）。

そのため、河川管理者は、自らが管理する堤防の漏水に関する危険情報が関係者に直ちに通報されるよう、出水期前に、洪水時における堤防等の監視、警戒及び連絡の体制・方法を関係者と確認しておくものとする。

(3) 氾濫・決壊・漏水等の通報の内容

(1) (2) の氾濫・決壊・漏水等の通報は、別表第3により、実施する。次に示す基準及び対象施設・区域に対して行うこととする。なお、本運用において河川管理者等は、従来の河川等の公物管理者としての役割の範囲内で把握している情報を活用して、氾濫による著しい危険が切迫していると認められるときにのみ通報義務が課されている。そのため、河川等の管理に必要な情報による把握を基本とし、巡視体制を増強することや新たに水位計や河川等監視カメラを設置することなどの追加的な措置の責務まで求められるものではない。また、公物管理者としての管理事務が適切に実施されていたにも関わらず、氾濫を発見できなかったのであれば、それが直ちに「通報義務を果たしていない」となるものではない。水災による被災の危険があるにも関わらず巡視等の実施を行うなど、河川管理者に網羅的な把握を行うことまで求めるものではないこととする。具体的には、次に示す対象施設・区域及び通報基準に対して、河川管理者等が管理事務の一環として氾濫等を発見する行為の限界と、氾濫等の通報を受けた水防関係者の処理能力の限界、災害時の処理の迅速さの観点から、予め水防協議会で協議を行い定めることが望ましい。

(通報が必要と想定される氾濫の例)

- ・家屋倒壊等氾濫想定区域

(木造家屋の場合は、近隣の堅牢な建物への立ち退き避難が必要)

- ・平屋住宅所在エリアで「深い浸水深が所在する区域」

(平屋の場合は、近隣の2階以上の建物への立ち退き避難が必要)

- ・氾濫流が流入すると脱出が困難になる地下街等（水防法第15条で定められた地下

街等)が所在する区域

(速やかに地下街等からの立ち退き避難が必要)

- ・堤防に異常な漏水・侵食の進行や亀裂・すべり等により決壊のおそれが高まった場合
- ・堤防の決壊・倒壊や越水・溢水、異常な越波・越流が発生した場合
- ・基準水位観測所等の水位が氾濫発生水位に到達した場合
- ・樋門・水門・ポンプ・陸閘等の施設の機能支障が発見された場合
- ・排水機場等の施設の運転を停止や特別な操作せざるをえない場合
- ・上記情報がない場合で、予測モデルなどにより水位が堤防天端高に到達するなどその他の状況を踏まえ氾濫の切迫・発生 of 蓋然性が高いと総合的に判断した場合

(ア) 河川管理者が行う氾濫等の通報

① 氾濫等の通報を行う河川名、区域、通報担当官署等

河川名	区域	通報担当官署
太田川 (幹川)	左岸 山県郡安芸太田町大字遊谷 字野為 1138 番 2 地先 から海まで 右岸 山県郡安芸太田町大字戸河内 字乙井手 889 番 2 地先 から海まで	太田川河川事務所
滝山川	左岸 山県郡安芸太田町大字加計字滝山 1956 番地先 から幹線合流点まで 右岸 山県郡安芸太田町大字加計 字大平 1942 番の 3 地先から幹線合流点まで	
太田川	左岸 山県郡安芸太田町大字吉和郷 字両大古屋以下直轄河川区域に至るまで 右岸 山県郡安芸太田町大字吉和郷 字川東平以下直轄河川区域に至るまで	広島県 西部建設事務所 (安芸太田支所)

9 水防配備の解除

(1) 水防管理団体の非常配備の解除

水防管理者は、水位が氾濫注意水位以下に減じ、かつ危険がなくなったとき、かつ水防警報が解除されたとき等、自らの区域内の水防活動の必要がなくなったと認めるときは、水防の非常配備体制を解除し、これを一般に周知するとともに関係機関に通知するものとする。

なお、配備を解除したときは、所轄建設事務所を通じ水防本部に報告するものとする。

(2) 水防団及び消防団の非常配備の解除

水防団及び消防団の非常配備の解除は、水位が下降して水防活動の必要がなくなり、水防管理者が配備解除の指令をしたときとする。それまでは、水防団員及び消防団員は自らの判断等により勝手に部署を離れてはならない。

解除後は、人員、資器材及び作業箇所を点検し、その概要を直ちに報告する。また、使用した資器材は、手入れして所定の位置に設備する。

(2) 法第49条第2項の規定による土地立ち入りのための水防職員の身分証明書は、次のとおりとする。

身 分 証 明 書

水 防 職 員 証	
. . . 交付	
安芸太田町第 号	
所 属 名	
職 名	
氏 名	
生年月日	
所 属 長	安芸太田町長 ⑩

(表)

1 水防法第49条第2項の規定により必要な土地に立ち入るときは必ず本証を携帯し関係人の請求があったときはこれを提示しなければならない。
2 本証は他人に貸与し、又は譲渡してはならない。
3 本証の記載事項に変動があったときは直ちに返還しなければならない。

(裏)

第12章 協力及び応援

1 河川管理者の協力及び援助

河川管理者中国地方整備局長及び広島県知事は、自らの業務等に照らし可能な範囲で、水防管理団体が行う水防のための活動への協力及び水防管理者等が行う浸水被害軽減地区の指定に係る援助を行う。

【協力又は援助が必要な事項】

- (1) 水防管理団体に対する、河川に関する情報の提供
- (2) 重要水防箇所の手合点検の実施
- (3) 水防管理団体が行う水防訓練及び水防技術講習会への参加
- (4) 水防管理団体及び水防協力団体の備蓄資器材で不足するような緊急事態に際しての、河川管理者の応急復旧資器材又は備蓄資器材の提供
- (5) 水防管理団体及び水防協力団体の人材で不足するような緊急事態に際しての、水防に関する情報又は資料を収集し、及び提供するための職員の派遣
- (6) 水防管理者に対して、指定しようとする浸水被害軽減地区の有用性について、過去の浸水情報や河道の特性等に鑑みた助言
- (7) 市町長に対して、過去の浸水情報の提供や、市町長が把握した浸水実績等を水害リスク情報として周知することの妥当性について助言

2 下水道管理者の協力

下水道管理者広島県知事、広島市長、呉市長、竹原市長、三原市長、尾道市長、福山市市長、府中市市長、三次市長、庄原市長、大竹市長、東広島市長、廿日市市長、安芸高田市長、江田島市、府中町長、海田町長、熊野町長、坂町長、安芸太田町長、北広島町長、大崎上島町長、世羅町長は、自らの業務等に照らし可能な範囲で、水防管理団体が行う水防のための活動に次の協力を行う。

【協力が必要な事項】

- (1) 水防管理団体に対する、下水道に関する情報の提供
- (2) 水防管理団体に対する、氾濫が想定される地点の事前提示
- (3) 水防管理団体が行う水防訓練及び水防技術講習会への参加
- (4) 水防管理団体及び水防協力団体の備蓄資器材で不足するような緊急事態に際しての、下水道管理者の応急復旧資器材又は備蓄資器材の提供
- (5) 水防管理団体及び水防協力団体の人材で不足するような緊急事態に際しての、水防に関する情報又は資料を収集し、及び提供するための職員の派遣

3 水防管理団体相互の応援及び相互協定

水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者は、他の水防管理者又は市町村長若しくは消防長に対して応援を求めることができる。

応援を求められた水防管理者又は市町村長若しくは消防長は、自らの水防に支障がない限りその求めに応じるものとする。

応援のため派遣された者は、水防について応援を求めた水防管理者の所轄の下に行動するものとする。

水防管理者は応援が円滑、迅速に行われるよう、あらかじめ隣接の水防管理者等と情報共有体制等について相互に協定しておくものとする。

4 警察官の援助要求

水防管理者は、水防のため必要があると認めるときは、警察署長に対して、警察官の出動を求めることができる。

その方法等については、あらかじめ当該水防管理団体の区域を管轄する警察署長と協議しておくものとする。

5 自衛隊の派遣要請

水防管理者は、災害に際し、自らの能力で処理することが困難な事態が予想されるときは、災害対策基本法第68条の2に基づき、知事に自衛隊の災害派遣の要請を要求するものとする。派遣要請の要求に当たっては次の事項を明らかにするものとする。

- ① 災害の状況及び派遣要請を要求する事由
- ② 派遣を希望する期間
- ③ 派遣を希望する区域及び活動内容
- ④ 派遣部隊が展開できる場所
- ⑤ 派遣部隊との連絡方法、その他参考となるべき事項

なお、知事に自衛隊の災害派遣の要請を要求することができない場合には、水防管理者が直接、自衛隊等に派遣を要請する旨の通知等を行うことになるため、事前に通知先となる自衛隊の関係部局と調整を行うものとする。

6 国（河川事務所、地方気象台等）との連携

(1) 水防連絡会

市町村は、都道府県や国土交通省河川事務所が開催する水防連絡会に参加し、重要水防箇所、河川改修状況、水防警報、洪水、津波又は高潮予警報の連絡系統、既往洪水における出水状況、既往津波、高潮による越水状況、水防資材整備状況、その他水防に必要な河川・海岸情報について情報収集を行う。

(2) ホットライン

市町村は、河川の水位状況や気象状況について、国土交通省河川事務所や気象台とのホットラインにより、迅速かつ十分な情報共有に努めるものとする。

7 企業（地元建設業等）との連携

水防管理者より水防活動の委任を受けた民間事業者等は水防管理者の定めた水防活動委任証を携行し、必要がある場合は、これを提示しなければならない。

第 号	水防活動委任証
名 称	〇〇 株式会社
住 所	〇〇県〇〇市〇〇
上記の者は、水防活動の委任を受けた者であり、水防法第19条第1項の規定により緊急通行及び水防法第28条第2項の規定により公用負担を行うことができる者であることを証する。	
平成 年 月 日	水防管理者 氏 名 印

(裏面の記載)

- (1) 本証は水防管理者から水防活動の委任を受けた者であることの身分証明書である。
- (2) 本証の身分に変更があったときは速やかに訂正を受けること。
- (3) 本証の身分を失ったときは速やかに返還すること。

8 住民、自主防災組織等との連携

町は、水防活動の実施に当たっては、地域住民、自主防災組織等と連携を図り、水防のため必要があるときは、住民等に水防活動への協力を求めるものとする。

第 13 章 費用負担と公用負担

1 費用負担

本市の水防に要する費用は、法第 41 条により本市が負担するものとする。

ただし、本市の水防活動によって次に掲げる場合においては、水防管理者相互間においてその費用の額及び負担の方法を協議して定め、協議が成立しない場合は、知事にあつせんを申請するものとする。

(1) 法第 23 条の規定による応援のための費用

(2) 法第 42 条の規定により、著しく利益を受ける他の市町村の一部負担

2 公用負担

(1) 公用負担

水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者、水防団長又は消防機関の長は水防の現場において次の権限を行使することができる。

- ① 必要な土地の一時使用
- ② 土石、竹木その他の資材の使用若しくは収用
- ③ 車両その他の運搬用機器の使用
- ④ 排水用機器の使用
- ⑤ 工作物その他の障害物の処分

また、水防管理者から委任を受けた民間事業者等は上記①から④（②における収用を除く。）の権限を行使することができる。

(2) 公用負担権限委任証

公用負担を命ずる権限を行使する者は、水防管理者、水防団長又は消防機関の長にあつては、その身分を示す証明書を、水防管理者から委任を受けた者は、以下の公用負担権限委任証を携行し、必要がある場合は、これを提示しなければならない。

なお、水防管理者から委任を受けた民間事業者等にあつては、第 12 章の 7 に規定する水防活動委任証をもって公用負担権限委任証に代えることとする。

○ 公用負担権限委任証の例

公用負担権限委任証	
○○○水防団 ○○○部長	
氏 名	
上記のものに	区域における水防法第 28 条第 2 項の権限を委任
したことを証明する。	
年 月 日	
	水防管理者
	氏 名

(3) 公用負担命令書

公用負担を命ずる権限を行使する者は、以下の公用負担命令書を 2 通作成し、その 1 通を目的物の所有者、管理者又はこれに準ずる者に交付するものとする。

○ 公用負担命令書の例

公用負担命令書	
第 号	
種 類	員 数
使 用	収 用
年 月 日	処 分
	水防管理者 氏 名
	事務取扱者 氏 名
	殿

(4) 損失補償

町は、公用負担の権限を行使することにより損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償するものとする。

第14章 水防報告等

1 水防記録

水防作業員が出動したときは、水防管理者は、次の記録を作成し、保管するものとする。

- ① 天候の状況並びに警戒中の水位観測表
- ② 水防活動をした河川名、海岸名及びその箇所
- ③ 警戒出動及び解散命令の時刻
- ④ 水防団員及び消防機関に属する者の出動時刻及び人員
- ⑤ 水防作業の状況
- ⑥ 堤防、その他の施設の異常の有無及びこれに対する処置とその効果
- ⑦ 使用資材の種類及び数量並びに消耗量及び員数
- ⑧ 法第28条の規定による公用負担下命の器具、資材の種類、数量及び使用場所
- ⑨ 応援の状況
- ⑩ 居住者出勤の状況
- ⑪ 警察関係の援助の状況
- ⑫ 現場指導の官公署氏名
- ⑬ 立退きの状況及びそれを指示した理由
- ⑭ 水防関係者の死傷
- ⑮ 殊勲者及びその功績
- ⑯ 殊勲水防団とその功績
- ⑰ 今後の水防について考慮を要する点、その他水防管理団体の所見

2 水防報告

水防管理者は、水防活動が終結したときは、その状況を別表第4に示す様式により、水防活動実施後2日以内に土木事務所を経由するなどして水防本部長に報告するとともに、水防本部長は当該水防管理者からの報告について国（中国地方整備局）に報告するものとする。

第 15 章 水防訓練

町は、毎年出水期前に、水防団、消防機関及び水防協力団体その他の水防訓練を実施し、水防技術の向上を図るものとする。

また、町が主催する水防研修や中国地方整備局が主催する水防技術講習会へ水防団員を参加させる等、積極的に水防知識を身につけさせることとする。

第 16 章 浸水想定区域等における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置

1 洪水、内水対応

(1) 洪水浸水想定区域の指定状況

国土交通大臣及び都道府県知事は、河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深を公表する。

現在、安芸太田町に關係する洪水浸水想定区域図の公表状況は次のとおりである。

洪水予報河川名		関係市 町村名	指定公表年月日	公表場所 (連絡先・ホームページアドレス)
水系	河川			
太田川	太田川 (国管理)	広島市 安芸太田町	平成 29 年 4 月 19 日 (令和 2 年 3 月 30 日変更)	中国地方整備局河川部河川課 広島市中区上八丁堀 6 - 3 0 TEL 082-221-9231 太田川河川事務所調査設計第一課 広島市中区上八丁堀 3 - 3 0 TEL 082-221-2436 太田川水系洪水浸水想定区域図 https://www.cgr.mlit.go.jp/oitagawa/
太田川	太田川 (県管理)	安芸太田町	平成 29 年 4 月 19 日	広島県土木建築局河川課 広島市中区基町 1 0 - 5 2 TEL 082-513-3929 太田川水系洪水浸水想定区域図 https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/99/shinsou.html

(2) 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置

市町村防災会議は、浸水想定区域の指定があったときは、市町村地域防災計画において、少なくとも当該浸水想定区域ごとに、次に掲げる事項について定めるものとする。

- ① 洪水予報、水位到達情報、その他人的災害を生ずるおそれがある洪水、内水又は高潮に関する情報の伝達方法
- ② 避難場所その他の避難場所及び避難路その他避難経路に関する事項
- ③ 災害対策基本法第 48 条第 1 項の防災訓練として市町村長が行う洪水、内水又は高潮に係る避難訓練の実施に関する事項
- ④ 浸水想定区域内に次に掲げる施設がある場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地
 - イ 地下街等（地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設（地下に建設が予定されている施設又は地下に建設中の施設であって、不特定かつ多数の者が利用すると見込まれるものを含む。））でその利用者の洪水時、内水時の円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止を図る必要があると認められるもの
 - ロ 要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者）が利用する施設）でその利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるもの
 - ハ 大規模な工場その他の施設（イ又はロに掲げるものを除く。）であって国土交通省令で定める基準を参酌して町の条例で定める用途及び規模に該当するもの（大規模工場等）でその洪水時等の浸水の防止を図る必要があると認められるもの（所有者又は管理者からの申出があった施設に限る。）
- ⑤ その他洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項

町の地域防災計画で定められている地下街等、要配慮者利用施設、大規模工場等は、洪水時にはこれらの資料を活用して住民の円滑かつ迅速な避難の確保を図る。

(3) 洪水ハザードマップ

町では、洪水浸水想定区域の指定に基づき、当該浸水区域ごとに、洪水予報等の伝達方法、避難場所等円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、洪水ハザードマップを作成し、印刷物を各世帯に配布している。

また、洪水ハザードマップに記載した事項を、町のウェブサイトに掲載し、住民、滞在者その他の者が提供を受けることができる状態にしている。この洪水ハザードマップを有効活用して、平常時からの防災意識の向上と自主的な避難の心構えを養い、水災時には住民の円滑かつ迅速な避難の確保を図る。

(4) 予想される水災の危険の周知等

町では、洪水予報河川及び水位周知河川以外の河川のうち、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保することが特に必要と認める河川について、過去の降雨により当該河川が氾濫した際に浸水した地点、その水深その他の状況を水害リスク情報として把握している。

把握した水害リスク情報は、浸水実績等を地図上に示した図面の配布、浸水実績等を付加した洪水ハザードマップの配布、公共施設の外壁等への掲示等により公表し、住民等に周知している。

(5) 要配慮者利用施設の利用者の避難の確保のための措置に関する計画の作成等

法第15条第1項の規定により本市地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成し、これを市町村長に報告するとともに、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練を行い、この結果を市町村長に報告するものとする。

さらに、自衛水防組織を置くよう努めるものとする。

町から要配慮者利用施設の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員への洪水予報等の伝達は防災行政無線で行う。

別表第 1

安芸太田町水防本部事務分掌

(1) 本庁の事務分掌は次のとおりとする。

- 本部長 町長 本部の事務を統括し所属の職員を指揮監督する。
 副本部長 副町長 1 本部長を補佐し、本部長に事故あるときはその職務を代理する。
 教育長・消防団長 2 災害視察者、見舞者への応対に関する事。

部 名	班名	担当課等	分 掌 事 務
総 務 部	総 括 班	総 務 課 (総務係)	①水防本部の設置、運営及び本部会議に関する事。 ②各部の初期招集、解除及び服務に関する事。 ③各部との総合調整及び指示に関する事。 ④各部からの被害報告の取りまとめ及び県等への被害報告に関する事。 ⑤相互応援協定による応援要請に関する事。 ⑥災害関係文書の総括処理に関する事。 ⑦その他、他の部に属さない事務に関する事。
	財 政 管 財 班	総 務 課 (財政管財係)	①災害応急対策関係予算の措置に関する事。 ②災害に伴う財政計画及び財政に関する国、県等との連絡に関する事。 ③町有財産の被害調査に関する事。 ④人員、物資の輸送に関する事。 ⑤車両の配車及び緊急調達に関する事。 ⑥食糧及び日常生活必需品並びに資機材の調達、輸送及び配分に関する事。 ⑦災害応急対策に従事する職員の応急食料に関する事。
	防 災 総 務 班	総 務 課 (危機管理室)	①本部長の指揮命令の伝達に関する事。 ②防災会議、自衛隊の派遣要請、その他関係機関に対する連絡並びに協力要請に関する事。 ③防災行政無線及び消防無線の管理、運営に関する事。 ④水防本部の庶務に関する事。 ⑤自主防災組織との連絡調整に関する事。 ⑥受援計画に基づく応援・受援に関する事。 ⑦気象情報及びダム情報等の総括に関する事。 ⑧災害に関する各種情報の収集、伝達に関する事。
議 会 部	議 会 班	議 会 事 務 局	①議会との連絡調整に関する事。
企 画 交 通 部	企 画 交 通 班	企 画 D X 課 (企画係)	①生活交通路線に関する事。 ②災害復旧に関する国、県その他の機関に対する要望に関する事。
広 報 部	広 報 班	企 画 D X 課 (DX推進係)	①報道機関に対する各種情報の公表に関する事。 ②災害広報に関する事。
避 難 対 策 部	避 難 対 策 班	地 域 協 働 課	①自治振興会との連絡調整に関する事。 ②災害の記録、資料の収集整理に関する事。 ③避難所の開設、運営及び避難者の把握に関する事。 ④救援物資の受領及び保管並びに配分等に関する事。
被 災 対 策 部	被 災 対 策 班	税 務 住 民 課	①緊急災害電話に関する事。 ②被害状況調査に関する事。 ③災害による町税等の納税猶予及び減免措置に関する事。 ④遺体対策及び埋火葬に関する事。 ⑤避難所の開設、運営及び避難者の把握の補助に関する事。

			ること。 ⑥被災者の名簿の作成に関すること。 ⑦罹災証明書の交付に関すること。 ⑧公害発生防止及び対策に関すること。
衛生対策部	衛生対策班	衛生対策室	①ごみ及びし尿の収集等に関すること。 ②災害廃棄物の収集・処分に関すること。 ③避難所の開設、運営及び避難者の把握の応援に関すること。
保育部	保育班	教育課	①保育所等施設の災害対策、被害調査に関すること。 ②保育児童の避難誘導及び救護に関すること。 ③非常時の保護者等との連絡調整に関すること。
産業振興部	産業振興班	産業観光課 (農林)	①農地、農林水産施設の災害対策及び被害調査に関すること。 ②農産物の災害対策及び被害調査に関すること。 ③家畜、畜産物関係の災害対策及び被害調査に関すること。 ④山林関係(町有林を含む。)の災害対策及び被害調査に関すること。 ⑤主要食糧及び生鮮食料品の確保並びに生産地との連絡に関すること。 ⑥被災農林漁業者及び被災商工業者に対する災害資金等の融資に関すること。
商工観光部	商工観光班	産業観光課 (商観)	①観光施設の災害対策及び被害調査に関すること。 ②観光客の保護対策及び被害調査に関すること。 ③商工業関係の災害対策及び被害調査に関すること。
		道の駅推進チーム	①道の駅の災害対策及び被害調査に関すること。
技術工作部	技術工作班 給水班 下水班	建設課	①道路交通の確保に関すること。 ②道路、橋梁等の災害対策及び被害調査に関すること。 ③河川、堤防等の災害対策及び被害調査に関すること。 ④危険箇所の巡視及び被害報告に関すること。 ⑤道路交通規制に関すること。 ⑥災害応急対策用資器材の調達に関すること。 ⑦町有建造物の応急復旧に関すること。 ⑧町営住宅の災害対策及び被害調査に関すること。 ⑨仮設住宅に関すること。 ⑩建設関係団体に協力を求めること。 ⑪水道施設の災害対策及び復旧に関すること。 ⑫飲料水の確保及び供給に関すること。 ⑬下水道施設の災害対策及び復旧に関すること。 ⑭仮設トイレの設置に関すること。
会計部	会計班	会計課	①災害救助費用の出納に関すること。 ②災害時の資金調達に関すること。 ③義援金の受領、保管及び配分に関すること。

(2) 支所の事務分掌は次のとおりとする。

- 支 所 長 1 支所の事務を総括し、所属の職員を指揮監督する。
 2 支所における各部の総合調整及び指示に関すること。

部 名	班長 (班名)	担当課等	分 掌 事 務
避難対策・ 支所総務部	避難対策班 防災総務班 技術工作班 情報通信班	各 支 所	①支部長の指揮命令の伝達に関する事 ②支部各部との連絡及び総合調整に関する事 ③本部防災通信部との連絡及び調整に関する事 ④支部水防活動の総括に関する事 ⑤支部要員の初期動員に関する事 ⑥車両の配車に関する事 ⑦避難所の開設、運営及び避難者の把握に関する事 ⑧避難者、罹災者の名簿作成に関する事 ⑨罹災証明書の交付に関する事 ⑩その他支部各部の所管に属さないこと ⑪支部災害救助活動の総括に関する事 ⑫公害発生防止及び対策に関する事 ⑬災害弔慰金及び支援補助金の支給受付に関する事 ⑭支所管内の被害報告に関する事 ⑮災害応急対策用資材の確保、調達に関する事。

(3) 福祉事務所 (福祉課) の事務分掌は次のとおりとする。

- 事務所長 1 救護防疫部の事務を総括し、所属の職員を指揮監督する。
 2 各救護防疫班の総合調整及び指示に関すること。

部 名	班長 (班名)	担当課等	分 掌 事 務
救護防疫部	救護防疫班 援護対策班	健 康 福 祉 課	①災害救助活動の総括に関する事 ②災害救助法の適用及びこれに基づく対策の樹立に関する事 ③要配慮者及び避難行動要支援者 (在宅) に関する事 ④衛生材料、医薬品の調達、輸送及び配分に関する事 ⑤社会福祉施設の災害対策、被害調査に関する事 ⑥日赤、その他社会福祉団体との連絡調整に関する事 ⑦防疫対策に関する事 ⑧被災者の生活相談及び援助に関する事 ⑨災害弔慰金及び支援補助金の支給に関する事 ⑩ボランティア活動の支援、ボランティアニーズの把握及びボランティアセンターに関する事。

- (4) 保健・医療・福祉統括センターの事務分掌は次のとおりとする。
 センター長 1 保健予防部の事務を総括し、所属の職員を指揮監督する。
 2 保健予防班の総合調整及び指示に関する事。

部 名	班長 (班名)	担当課等	分 掌 事 務
保健予防部	保健予防班	健康福祉課	①保健施設の災害対策、被害調査に関する事。 ②要配慮者及び避難行動要支援者(施設入所)に関する事。 ③被災者の健康診査及び保健指導に関する事。 ④被災者の精神衛生に関する事。 ⑤負傷者の把握に関する事。 ⑥災害時の住民の健康管理に関する事。 ⑦避難所における衛生保持に関する事。 ⑧感染症の予防及び予防接種に関する事。

- (5) 病院の事務分掌は次のとおりとする。
 事務長 1 救護班の事務を総括し、所属の職員を指揮監督する。
 2 各救護班の総合調整及び指示に関する事。

部 名	班長 (班名)	担当課等	分 掌 事 務
救 護 部	救 護 班	安芸太田病院 戸河内診療所	①医療施設の災害対策、被害調査に関する事。 ②患者の避難誘導に関する事。 ③救護所の設置及び救護班の編成に関する事。 ④災害対策用医療品、医療資器材の調達に関する事。 ⑤患者の移送措置に関する事。 ⑥災害時の急患の手当、医療及び助産に関する事。 ⑦医療救護機関の動員に関する事。

- (6) 教育委員会の事務分掌は次のとおりとする。
 教育次長 1 教育・給食部及び救護連絡部の事務を総括し、所属の職員を指揮監督する。
 2 教育・給食部、救護連絡部間の総合調整及び指示に関する事。

部 名	班長 (班名)	担当課等	分 掌 事 務
教育・給食部	教 育 班 給 食 班	教 育 課	①学校教育施設の被害対策、被害調査に関する事。 ②園児・児童・生徒及び教職員の避難指示及び救護に関する事。 ③災害時の保護者等との連絡調整に関する事。 ④教育施設の緊急使用(避難所の開設及び運営の協力)に関する事。 ⑤教職員の動員に関する事。 ⑥罹災児童生徒の就学奨励措置に関する事。 ⑦罹災園児、児童及び生徒の授業に関する事。 ⑧罹災園児、児童及び生徒に対する教科書及び学用品の供与に関する事。 ⑨給食施設の被害調査及び応急対策に関する事。 ⑩被災者及び災害救助活動従事者の炊き出しに関する事。
救護連絡部	救護連絡班	教 育 課	①生涯学習施設の被害対策、被害調査に関する事。 ②文化財等の災害対策、被害調査に関する事。 ③災害救護活動に協力する団体等との連絡調整に関する事。

(7) 消防団の事務分掌は次のとおりとする。

団長 消防団の事務を総括し、所属の団員を指揮監督する。

副団長 団長を補佐し、団長に事故あるときはその職務を代理する。

部名	班長(班名)	担当課等	分掌事務
消防部	消防班	消防団各部	①消防団の出動に関する事。 ②水火災等の災害現場及び災害救助活動に関する事。 ③危険箇所の警戒巡視に関する事。 ④災害警戒の広報及び指導に関する事。 ⑤消防・水防資機材の点検整備、輸送に関する事。 ⑥災害情報の収集及び報告に関する事。 ⑦災害の拡大防止、復旧の応急措置に関する事。 ⑧住民に対する避難勧告等の伝達に関する事。 ⑨避難誘導、救助活動に関する事。 ⑩行方不明者、遺体の捜索、受入れに関する事。 ⑪市町村消防相互応援に関する事。

(8) 各部共通の分掌事務

① 各部における動員に関する事。 ② 災害関係情報の収集に関する事。 ③ 被害状況の調査に関する事。 ④ 所管ごとに報告を必要とする場合における国、県等各関係機関への被害報告に関する事。 ⑤ 所属施設又は出先機関の災害対策に関する事。 ⑥ 他の部への応援・協力に関する事。 ⑦ 部の庶務に関する事。 ⑧ 各部における受援に関する事。

(備考) 1 本庁各課は、支所各課の事務について協力し応援するものとする。

2 各支所における部は本庁及び各出先機関の該当部と連携し、この表による区分に従い事務を分掌するものとする。

別表第2

重要水防箇所及びその対策表

広島県管理区間（西部建設事務所安芸太田支所管内）

水系名	河川名	担当水防管理団体	重要水防箇所				
			左岸 右岸	延長 km	位置	予想される危険	対策水防工法
太田川	太田川	安芸太田町	左 右	0.30 0.30	安芸太田町大字野為 明神橋下	越水 決壊	木流し 積土俵

直轄管理区間（太田川）

図面番号	地点名	岸の別	種別	重要度	区間	延長 [m]	重要理由	工法
110	安芸太田町穴 字来見	左	越水 (溢水)	B	39K600 ～ 39K800	200	堤防高不足	積み土嚢
110-2	安芸太田町穴 字来見	左	越水 (溢水)	B	40K000 ～ 40K050	50	堤防高不足	積み土嚢
112	安芸太田町穴 字船場	左	越水 (溢水)	A	40K300 ～ 40K600	300	堤防高不足	積み土嚢
114	安芸太田町穴 字澄合	左	越水 (溢水)	B	43K400 ～ 43K600	200	堤防高不足	積み土嚢
115	太田川第四橋梁 (旧JR可部線)	左	工作物	B	44K703		桁下高不足 径間長不足	
116	広島市佐伯区 湯来町字佐	左	越水 (溢水)	B	45K000 ～ 45K400	400	堤防高不足	積み土嚢
117	広島市佐伯区 湯来町字佐	左	堤体 漏水	B	45K600 ～ 45K700	100	断面不足	積み土嚢
123	安水橋	左	工作物	B	47K485		桁下高不足	
128	安芸太田町坪野	左	越水 (溢水)	B	48K400 ～ 48K600	200	堤防高不足	積み土嚢
129	安芸太田町坪野	左	堤防高	A	48K600 ～ 49K000	400	堤防高不足	積み土嚢
130	安芸太田町坪野	左	堤体 漏水	B	48K800 ～ 49K100	300	断面不足	
131	安芸太田町坪野	左	越水 (溢水)	B	49K000 ～ 49K100	100	堤防高不足	積み土嚢
132	太田川第五橋梁 (旧JR可部線)	左	工作物	B	49K185		径間長不足	
133	吉ヶ瀬橋	左	工作物	B	49K275		桁下高不足 径間長不足	

直轄管理区間（太田川）

図面番号	地点名	岸の別	種別	重要度	区間	延長〔m〕	重要理由	工法
134	安芸太田町坪野 字光石	左	越水 (溢水)	A	49K800 ～ 50K000	200	堤防高不足	積み土嚢
135	安芸太田町坪野 字附地	左	越水 (溢水)	B	51K200 ～ 51K400	200	堤防高不足	積み土嚢
136	安芸太田町坪野 字附地	左	越水 (溢水)	A	51K400 ～ 51K800	400	堤防高不足	積み土嚢
137	安芸太田町坪野 字附地	左	越水 (溢水)	B	51K800 ～ 51K900	100	堤防高不足	積み土嚢
138	筒賀橋	左	工作物	B	51K912		桁下高不足 径間長不足	
139	砂ヶ瀬橋	左	工作物	B	52K343		桁下高不足	
140	安芸太田町坪野	左	越水 (溢水)	B	53K000 ～ 53K200	200	堤防高不足	積み土嚢
141	安芸太田町津浪	左	越水 (溢水)	B	53K400 ～ 53K600	200	堤防高不足	積み土嚢
142	安芸太田町津浪	左	越水 (溢水)	A	53K600 ～ 54K500	900	堤防高不足	積み土嚢
143	太田川第六橋梁 (旧 J R 可部線)	左	工作物	B	53K675		桁下高不足 径間長不足	
145	安芸太田町加計 字香草	左	越水 (溢水)	A	56K600 ～ 56K200	100	堤防高不足	積み土嚢
145-2	安芸太田町加計字 香草	左	越水 (溢水)	A	56K600 ～ 56K700	100	堤防高不足	積み土嚢
146	安芸太田町加計 字丁川、加計、山 崎	左	越水 (溢水)	A	57K100 ～ 57K400	300	堤防高不足	積み土嚢
147	安芸太田町加計 字丁川、加計、山 崎	左	堤体 漏水	A	57K100 ～ 57K400	300	断面不足	積み土嚢
148	安芸太田町加計 字丁川、加計、山 崎	左	越水 (溢水)	B	57K400 ～ 57K600	200	堤防高不足	積み土嚢
149	旭橋	左	工作物	B	57K500		桁下高不足 径間長不足	
150	安芸太田町加計 字丁川、加計、山 崎	左	堤体 漏水	B	57K800 ～ 57K900	100	断面不足	積み土嚢
151	安芸太田町 下筒賀字木坂	左	越水 (溢水)	A	58K600 ～ 58K800	200	堤防高不足	積み土嚢
152	安芸太田町 下筒賀字木坂	左	越水 (溢水)	B	58K800 ～ 59K0	200	堤防高不足	積み土嚢

直轄管理区間（太田川）

図面 番号	地点名	岸の 別	種別	重 要 度	区 間	延 長 [m]	重要理由	工 法
153	安芸太田町 下殿河内字鵜渡瀬	左	越水 (溢水)	B	59K200 ～ 59K600	400	堤防高不足	積み土嚢
155	安芸太田町 下殿河内字鵜渡瀬	左	越水 (溢水)	A	59K600～ 59K800	200	堤防高不足	積み土嚢
156	鮎ヶ平橋	左	工作物	B	59K833		桁下高不足 径間長不足	
157	安芸太田町下殿河内	左	越水 (溢水)	B	60K400 ～ 60K600	200	堤防高不足	積み土嚢
158	安芸太田町下殿河内	左	越水 (溢水)	A	60K600 ～ 60K800	200	堤防高不足	積み土嚢
159	安芸太田町下殿河内	左	越水 (溢水)	A	61K600 ～ 61K800	200	堤防高不足	積み土嚢
160	堂見橋	左	工作物	B	61K772		桁下高不足	
161	安芸太田町下殿河内	左	堤体 漏水	B	61K800 ～ 62K400	600	断面不足	積み土嚢
162	安芸太田町下殿河内	左	越水 (溢水)	A	62K400 ～ 62K600	200	堤防高不足	積み土嚢
164	安芸太田町上殿	左	越水 (溢水)	A	63K600 ～ 63K900	300	堤防高不足	積み土嚢
165	上殿橋	左	工作物	A	63K960		桁下高不足	
166	安芸太田町上殿	左	越水 (溢水)	A	64K0 ～ 64K200	200	堤防高不足	積み土嚢
167	安芸太田町上殿	左	越水 (溢水)	B	64K600 ～ 64K750	150	堤防高不足	積み土嚢
168	轟大橋	左	工作物	B	64K796		桁下高不足	
169	安芸太田町上殿	左	堤体 漏水	B	64K900 ～ 65K200	300	断面不足	積み土嚢
170	轟橋梁 (旧JR可部線)	左	工作物	B	65K066		径間長不足	
171	安芸太田町上殿	左	越水 (溢水)	B	65K600 ～ 66K000	400	堤防高不足	積み土嚢
172	轟橋	左	工作物	B	65K631		桁下高不足 径間長不足	
173	其角排水樋門	左	工作物	B	65K680		管体クラック 吐口側法肩部クラック	
174	安芸太田町土居	左	越水 (溢水)	B	66K800 ～ 67K000	200	堤防高不足	積み土嚢
175	土居橋	左	工作物	B	67K200		桁下高不足 径間長不足	

直轄管理区間（太田川）

図面 番号	地点名	岸の 別	種別	重 要 度	区 間	延 長 [m]	重要理由	工 法
176	安芸太田町土居	左	堤体 漏水	B	67K600 ～ 68K0	400	断面不足	積み土嚢
177	安芸太田町土居	左	越水 (溢水)	B	67K800 ～ 68K0	200	堤防高不足	積み土嚢
178	土居橋梁 (旧JR可部線)	左	工作物	B	68K010		径間長不足	
179	安芸太田町土居	左	越水 (溢水)	B	68K200 ～ 69K400	1,200	断面不足	積み土嚢
180	安芸太田町土居	左	基礎地 盤漏水	A	68K750 ～ 68K850	100	漏水 (実績有り)	月ノ輪
181	グラント橋	左	工作物	B	69K694		桁下高不足 径間長不足	
182	花治山橋	左	工作物	B	69K709		桁下高不足 径間長不足	
183	安芸太田町土居 字粒谷	左	越水 (溢水)	B	70K200 ～ 70K300	100	堤防高不足	積み土嚢
184	安芸太田町土居 字粒谷	左	堤体 漏水	B	69K900 ～ 70K200	300	断面不足	積み土嚢
185	小原橋	左	工作物	B	70K223		桁下高不足 径間長不足	
186	遊谷橋梁	左	工作物	B	70K624		径間長不足	
187	安芸太田町上本郷	左	越水 (溢水)	A	70K800 ～ 71K0	200	堤防高不足	積み土嚢
188	明神橋	左	工作物	B	70K839		桁下高不足 径間長不足	
189	安芸太田町穴 字津都見	右	越水 (溢水)	B	41K600 ～ 41K900	300	堤防高不足	積み土嚢
190	安芸太田町穴 字津都見	右	堤体 漏水	A	41K600 ～ 41K800	200	断面不足	積み土嚢
191	安芸太田町穴 字津都見	右	越水 (溢水)	A	41K900 ～ 43K0	1,100	堤防高不足	積み土嚢
192	安芸太田町穴 字津都見	右	堤体 漏水	A	41K900 ～ 43K800	900	断面不足	積み土嚢
194	安芸太田町穴 字程原	右	越水 (溢水)	A	44K100 ～ 44K600	500	堤防高不足	積み土嚢
195	安芸太田町穴 字程原	右	堤体 漏水	B	44K100 ～ 44K700	600	(護岸老朽)	
196	安芸太田町穴 字程原	右	堤体 漏水	A	44K400 ～ 44K700	300	断面不足	積み土嚢
197	安芸太田町穴 字程原	右	越水 (溢水)	B	44K600 ～ 44K700	100	堤防高不足	積み土嚢

直轄管理区間（太田川）

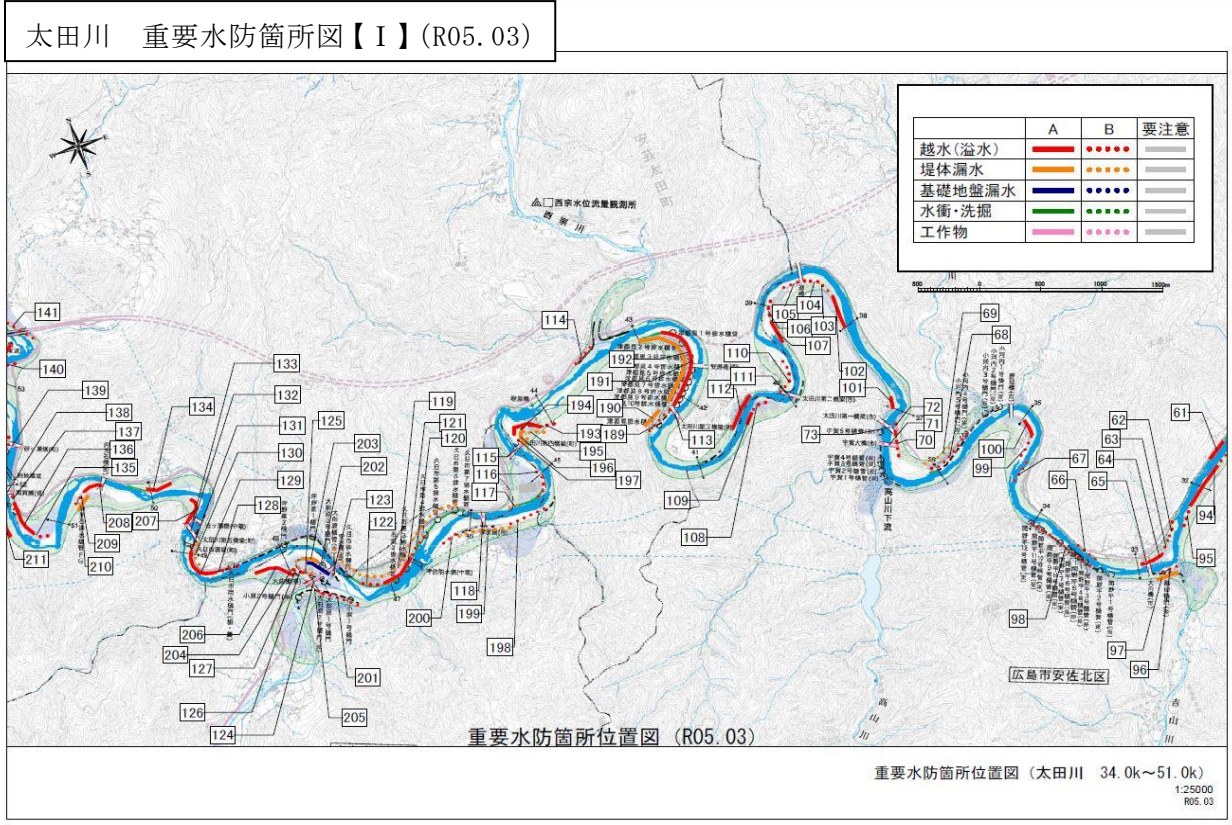
図面 番号	地点名	岸 の 別	種別	重 要 度	区 間	延 長 [m]	重要理由	工 法
207	安芸太田町中筒賀 字吉ヶ瀬	右	越水 (溢水)	A	49K200 ～ 49K600	400	堤防高不足	積み土嚢
208	安芸太田町中筒賀 字向光石	右	越水 (溢水)	A	50K400 ～ 50K600	200	堤防高不足	積み土嚢
209	安芸太田町中筒賀 字向光石	右	越水 (溢水)	B	50K600 ～ 50K850	250	堤防高不足	積み土嚢
210	安芸太田町中筒賀 字向光石	右	堤体 漏水	A	50K600 ～ 50K850	250	断面不足	積み土嚢
211	安芸太田町中筒賀 字田之尻	右	越水 (溢水)	B	51K550 ～ 51K800	300	堤防高不足	積み土嚢
207	安芸太田町中筒賀 字吉ヶ瀬	右	越水 (溢水)	A	49K200 ～ 49K600	400	堤防高不足	積み土嚢
223	安芸太田町加計 字鮎ヶ平	右	越水 (溢水)	B	60K200 ～ 60K250	50	堤防高不足	積み土嚢
224	安芸太田町下筒賀 字西調子	右	越水 (溢水)	B	60K600 ～ 60K800	200	堤防高不足	積み土嚢
225	安芸太田町下筒賀 字西調子	右	越水 (溢水)	A	60K800 ～ 61K600	800	堤防高不足	積み土嚢
226	安芸太田町下筒賀 字西調子	右	越水 (溢水)	B	61K600 ～ 61K700	100	堤防高不足	積み土嚢
227	安芸太田町下筒賀 字西調子	右	堤体 漏水	A	61K600 ～ 61K700	100	断面不足	積み土嚢
228	安芸太田町下筒賀 字高下	右	越水 (溢水)	A	62K0 ～ 62K500	500	堤防高不足	積み土嚢
229	安芸太田町下筒賀 字高下	右	堤体 漏水	B	62K800 ～ 63K700	900	断面不足	積み土嚢
230	安芸太田町下筒賀 字高下	右	越水 (溢水)	B	63K0 ～ 63K400	200	堤防高不足	積み土嚢
231	安芸太田町中筒賀 字松原	右	堤体 漏水	B	64K800 ～ 65K100	300	断面不足	積み土嚢
232	安芸太田町中筒賀 字正地	右	越水 (溢水)	A	66K600 ～ 66K800	200	堤防高不足	積み土嚢
234	安芸太田町下本郷	右	堤体 漏水	B	69K400 ～ 69K600	200	断面不足	積み土嚢
235	安芸太田町下本郷	右	堤体 漏水	B	69K800 ～ 69K850	50	断面不足	積み土嚢

直轄管理区間（太田川）

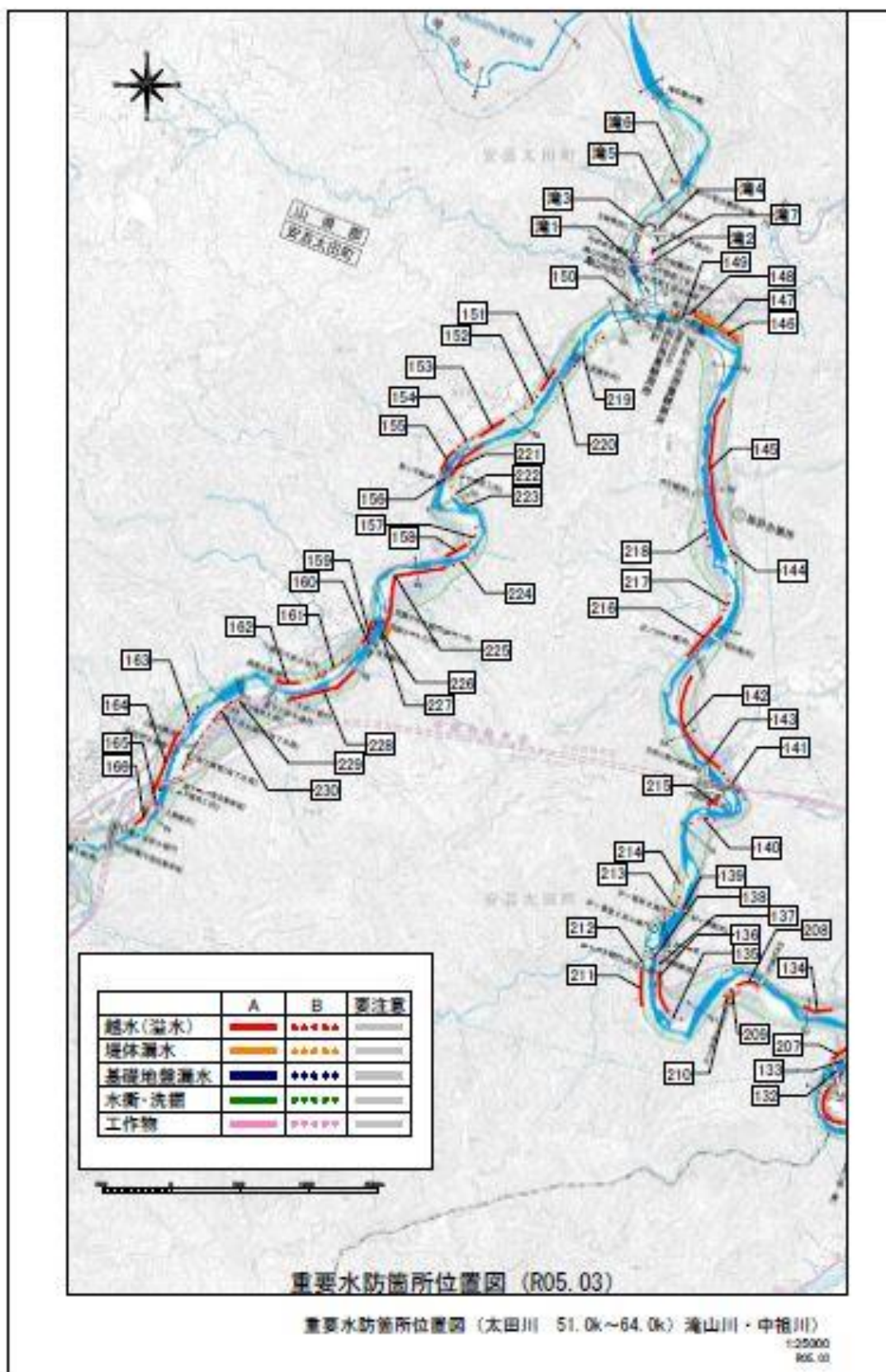
図面 番号	地 点 名	岸 の 別	種別	重 要 度	区 間	延 長 〔m〕	重要理由	工 法
236	安芸太田町下本郷	右	越水 (溢水)	B	69K800 ～ 70K0	200	堤防高不足	積み土嚢
237	安芸太田町上本郷	右	越水 (溢水)	B	70K400 ～ 70K600	200	堤防高不足	積み土嚢
238	安芸太田町上本郷	右	堤体 漏水	B	70K700 ～ 71K000	300	断面不足	積み土嚢

直轄管理区間（滝山川）

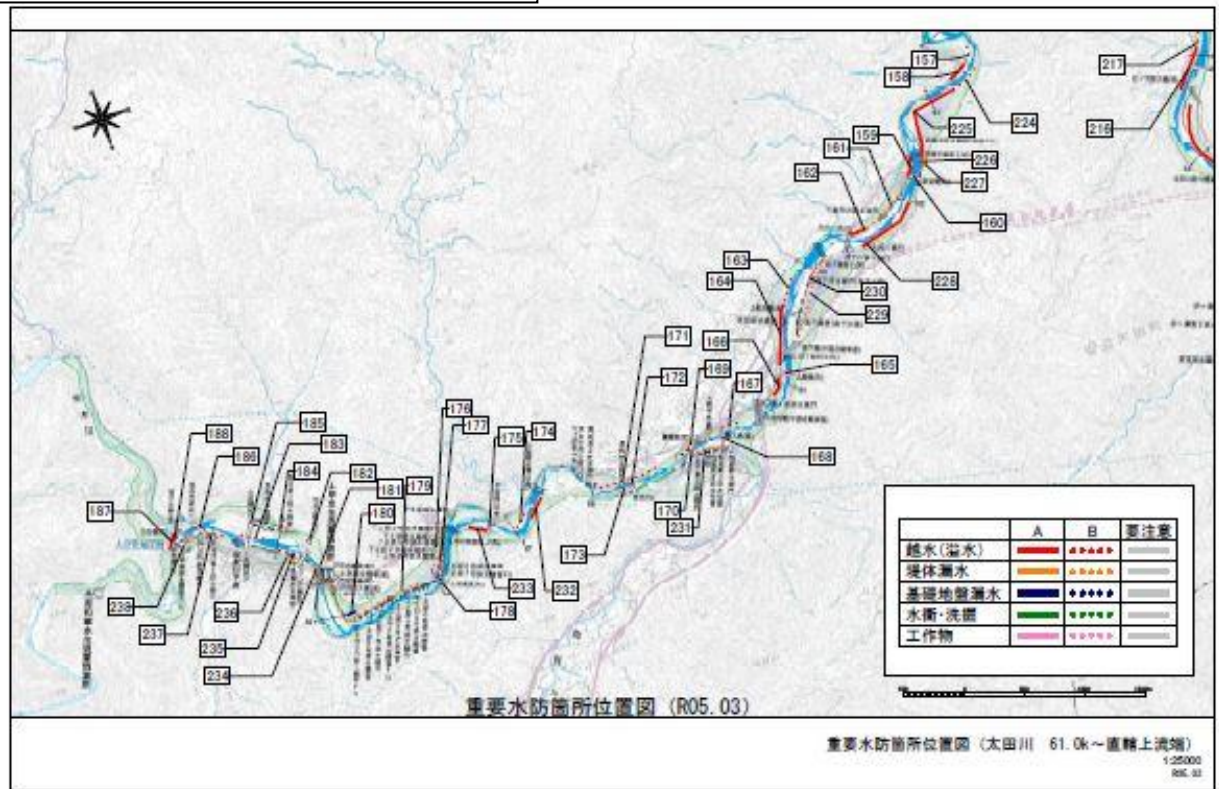
図面 番号	地 点 名	岸 の 別	種別	重 要 度	区 間	延 長 〔m〕	重要理由	工 法
1	滝山川橋	左	工作物	B	0K274		径間長不足	積み土嚢
2	中祖橋	左	工作物	B	0K272		桁下高不 足、 径間長不足	
3	安芸太田町加計 字巴町	左	堤体 漏水	B	0K400 ～ 0K670	270	断面不足	積み土嚢
4	井手ヶ平橋	左	工作物	B	0K552		桁下高不足	
5	川北橋	左	工作物	B	0K846		桁下高不足	
6	安芸太田町加計 字滝本	右	堤体 漏水	B	1K0 ～ 1K100	100	断面不足	積み土嚢
7	安芸太田町加計 字巴町	右	越水 (溢水)	A	0K350 ～ 0K400	50	断面不足	積み土嚢



太田川 重要水防箇所図【Ⅱ】(R05.03)

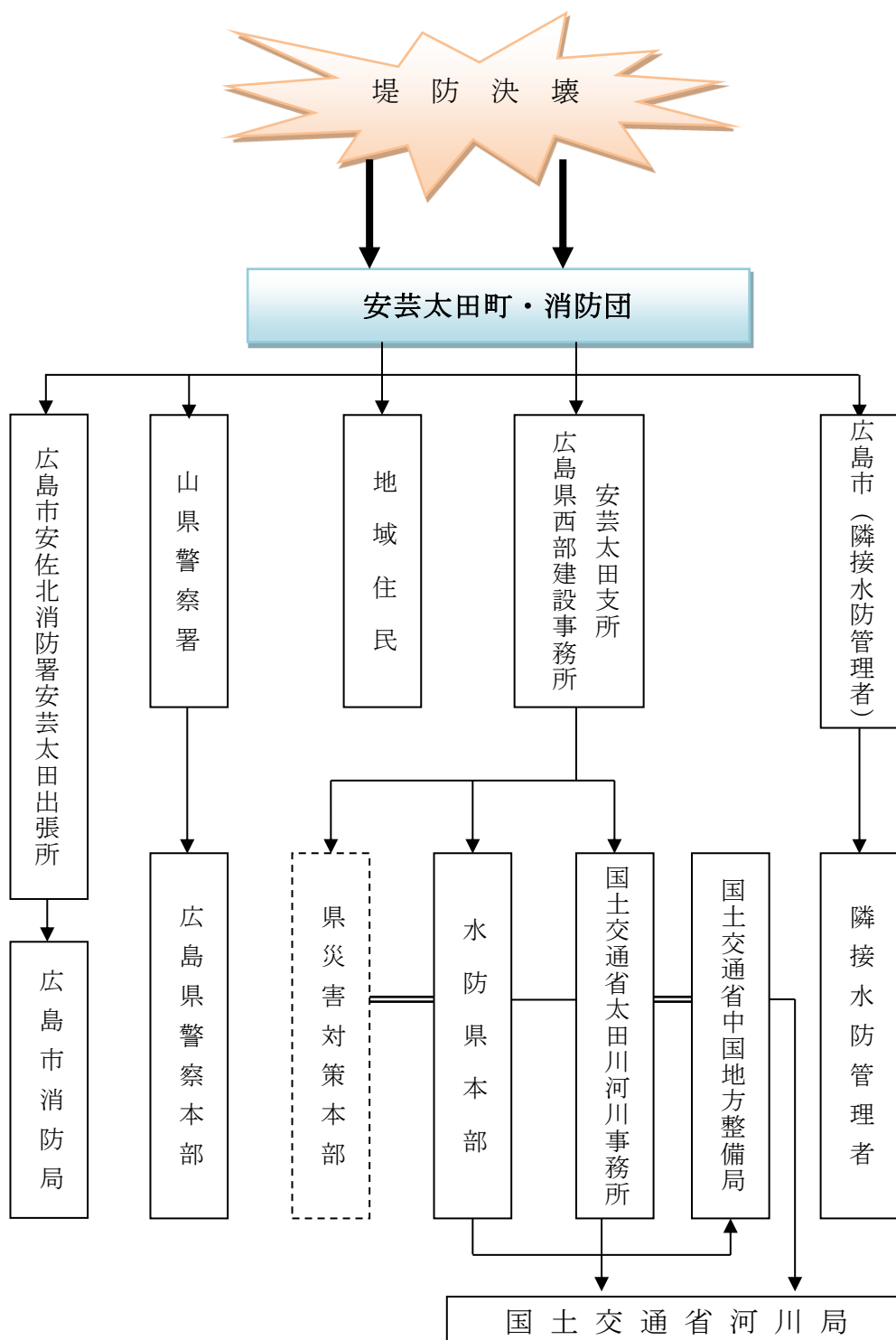


太田川 重要水防箇所図【Ⅲ】(R05.03)



別表第3

決壊等の通報



別表第4

水防活動実績報告書

年 月 日

作成責任者

出水の概況	川 警戒水位 m 雨 量 mm							
水防実施箇所	川 右岸 地先 m 左岸							
日時	自： 月 日 時				至： 月 日 時			
出動人員	水防団員		消防団員		その他		合計	
	人		人		人		人	
水防作業の概況及び工法	箇所： m							
	工法：							
水防の結果	効果	堤防 m	田 m ²	畑 m ²	家 戸	道路 m	人口 人	その他
	被害	m	m ²	m ²	戸	m	人	
使用資器材	かます、俵				居住者の出動状況			
	万年、土俵							
	なわ				水防関係者の死傷			
	丸太							
	その他				雨量水位の状況			
水防活動に関する								
自己評価								
備考								

(注) 水防を行った箇所ごとに作成のこと

別表第5

各ダムの放流に伴う警告信号

1 温井ダム放流の際の警告信号（安芸太田町内所在8箇所の警報所）

サイレン（擬似音）信号					
約55秒	5秒	約55秒	5秒	約55秒	
●—	休止	●—	休止	●—	

※吹鳴は、各警報所地点の水位が上昇すると予想される30分前に行われる。

2 温井ダム警報所等所在一覧【安芸太田町関係分＝人家のない最上流域は除く】

警報所等の名称	警報所等の所在地	スピーカー	サイレン	情報版
加計第1警報所	安芸太田町大字加計 1952-33（滝本）	○	○	
加計第2警報所	安芸太田町大字加計 5908-7（滝本）	○	○	
加計第3警報所	安芸太田町大字加計（巴町）	○	○	
加計第4警報所	安芸太田町大字加計 3276-3（丁川）	○	○	○
加計第5警報所	安芸太田町大字加計（香草）	○	○	
加計第6警報所	安芸太田町大字加計 92-9（辻ノ河原）	○	○	
筒賀第1警報所	安芸太田町大字津浪（イロハ）	○	○	
筒賀第2警報所	安芸太田町大字中筒賀 1078-1（砂ヶ瀬）	○	○	
坪野第1警報所	安芸太田町大字坪野 27-4（附地）	○	○	
坪野第2警報所	安芸太田町大字坪野 190-3（光石）	○	○	
坪野第3警報所	安芸太田町大字坪野 1073-5（念仏谷）	○	○	
坪野第4警報所	安芸太田町大字坪野 944-4（下坪野）	○	○	
坪野第6警報所	安芸太田町大字坪野 29-4（島木）	○	○	
坪野第7警報所	安芸太田町大字坪野（宇佐）	○	○	
津都見第1警報所	安芸太田町大字穴 98-47（津都見）	○	○	
津都見第2警報所	安芸太田町大字穴 126-4（津都見）	○	○	
来見第1警報所	安芸太田町大字穴 527-5（来見）	○	○	
来見第2警報所	安芸太田町大字穴 150-2（来見）	○	○	

※各警報所の放送設備は、町の要請による避難勧告等の伝達放送が可能【H18.3.1協定締結】

3 中国電力主要ダム放流の際の警告信号（安芸太田町関係分）

ダム名	サイレン（擬似音）信号						
王泊ダム・樽床ダム 立岩ダム	1分	20秒	1分	20秒	1分	20秒	1分
	●—	休止	●—	休止	●—	休止	●—

※吹鳴は、各警報所地点の水位が上昇すると予想される15分前に行われる。

ダム名	河川名	流域警報設備数	ダム名	河川名	流域警報設備数
立岩	太田川	11	樽床	柴木川	7
柴木川	柴木川	4	王泊	滝山川	3
滝本	滝山川	4	計	3河川	29

別表第6

町内主要ダム概要

1 ダムの諸元

諸元	温井ダム	樽床ダム	立岩ダム
(ダム)		1類	1類
・高さ	156.0m	42.0m	67.43m
・ゲート天端高	EL 131.0m	EL 755.91m	EL 512.60m
・敷高		EL 748.58m	EL 503.17m
・主ゲート	放流管Φ3700 高圧ローラーゲート4門 H4.5m×W12.0m5門		
・流量調整ゲート			
・魚道ゲート			
・舟通し			
・堰堤の標高			
・越流頂の標高			
・洪水吐ゲート			
規模及び数		高 5.8m×幅 7.50m 2門	高 5.91m×幅 5.80m 6門
開閉の速さ		0.40m/分	0.80m/分
・排水管ゲート			
規模及び数	利水放流設備 Φ850 1条 Φ400 1条	内径 1.00m 1門	高 2.00m×幅 2.62m 1門 (排水管内径 1.20m)
開閉		0.25m/分以下 (31.8%以下)	0.40m/S
・計画高水流量	2,900 m ³ /S		
計画放流量	1,100 m ³ /S	364 m ³ /S	700.9 m ³ /S
(2) 貯水池			
・直接集水面積	253 km ²		
・湛水面積	1.6 km ²	39.5 km ²	129.55 km ²
・最大背水距離 (平水時)		1.799 km ² 4.706Km	0.892 km ² 4.243Km
・計画洪水位	EL 381.0m		
・常時満水位	EL 360.0m		
・制限水位		EL 753.89m(17.00m)	EL 507.67m(28.00m)
・予備放流水位	EL 289.0m		
・最低水位		EL 753.36m(16.47m)	EL 506.05m(26.38m)
・有効貯水量	79,000,000 m ³ 治水容量 41,000,000 m ³	EL 736.89m(0.00)m 竣工時 17,500,000 m ³	EL 479.68m(0.00m) 15,100,000 m ³
・最大使用水量	3.0 m ³		
・洪水流量	400 m ³ /S	7.00 m ³ /S 100 m ³ /S 以上 放流管バルブ 内径 0.35m 1門 開閉 1分につき 36%以下	24.00 m ³ /S 340 m ³ /S 以上

資料第1 水防工法一覧表

原因	工法	工法の概要	利用箇所、河川	主に使用する資材	
				現在	
水があふれる (越水)	積み土のう工	低能の上端(天端)に土のうを数段積上げる	一般河川	土のう、防水シート、鉄筋棒	
	せき板工	堤防の上端(天端)にくいを打ち、せき板をたてる	都市周辺河川(土のうの入手困難)	鋼製支柱、軽量鋼板	
	蛇かご積み工	堤防の上端(天端)に土のうの代わりに蛇かごを置く	急流河川	鉄線蛇かご、玉石、防水シート	
	水マット工 (連結水のう工)	堤防の上端(天端)にビニロン帆布製水マットを置く	都市周辺河川(土のう、板など入手困難)	既製水のう、ポンプ、鉄パイプ	
	裏むしろ張り工	堤防の居住側堤防斜面(裏のり面)をむしろで被覆する	あまり高くない堤体の固い箇所	むしろ、半割竹、土俵	
	裏シート張り工	堤防の居住側堤防斜面(裏のり面)を防水シートで被覆する	都市周辺河川(むしろ、竹の入手困難)	防水シート、鉄筋ピン、軽量鉄パイプ、土のう	
漏水	居住側 (川裏) 対策	釜段工 (釜築き、釜止め)	裏小段、居住側堤防斜面(裏のり)先平地に円形に積み、土俵にする	一般河川	土のう、防水シート、鉄筋棒、ビニールパイプ
		水マット式釜段工	裏小段、居住側堤防斜面(裏のり)先平地にビニロン帆布製中空円形水マットを積み上げる	都市周辺河川(土砂、土のうの入手困難)	既製水のうポンプ、鉄パイプ
		鉄板式釜段工 (簡易釜段工)	裏小段、居住側堤防斜面(裏のり)先平地に鉄板を円筒形に組み立てる	都市周辺河川(土砂、土のうの入手困難)	鉄板、土のう、パイプ、鉄パイプぐい
		月の輪工	居住側堤防斜面(裏のり)部によりかかり半円形に積み土俵する	一般河川	土のう、防水シート、パイプ、鉄筋棒
		水マット月の輪工	裏小段、居住側堤防斜面(裏のり)先にかかるとようにビニロン帆布製水のうを組み立てる	都市周辺河川(土砂、土のうの入手困難)	既製水のう、くい、土のう、ビニロンパイプ
		たる伏せ工	裏小段、居住側堤防斜面(裏のり)先平地に底抜きたる又はおけを置く	一般河川	たる、防水シート、土のう
		導水むしろ張り工	居住側堤防斜面(裏のり)、犬走りにむしろなどを敷きならべる	一般河川(漏水量の少ない箇所)	防水シート、丸太、竹

原因		工法	工法の概要	利用箇所、河川	主に使用する資材
					現在
漏水	川側（川表）対策	詰め土のう工	川側堤防斜面（川表のり面）の漏水口に土のうなどを詰める	一般河川（構造物のあるところ、水深の浅い部分）	土のう、木ぐい、竹ぐい
		むしろ張り工	川側（川表）の漏水面にむしろを張る	一般河川（水深の浅い所）	むしろ、竹、土のう、竹ピン
		継ぎむしろ張り工	川側（川表）の漏水面に継ぎむしろを張る	一般河川（漏水面の広い所）	むしろ、なわ、くい、ロープ、竹、土のう
		シート張り工	川側（川表）の漏水面に防水シートを張る	都市周辺河川（むしろが入手困難）	防水シート、鉄パイプ、くい、ロープ、土のう
		たたみ張り工	川側（川表）の漏水面にたたみを張る	一般河川（水深の浅いところ）	土俵の代わりに土のう
深掘れ（洗堀）	むしろ張り工、継ぎむしろ張り工、シート張り工、たたみ張り工	漏水防止と同じ	芝付き堤防で比較的緩流河川	漏水防止と同じ	
	木流し工（竹流し工）	樹木（竹）に重り土のうをつけて流し、局部を被覆する	急流河川	立木、土のう、ロープ、鉄線、くい	
	立てかご工	川側堤防斜面（表のり面）に蛇かごを立てて被覆する	急流河川 砂利堤防	鉄線蛇かご、詰め石、くい、鉄線	
	捨て土のう工 捨て石工	川側堤防斜面（表のり面）決壊箇所に土のう又は大きな石を投入する	急流河川	土のう、石異形コンクリートブロック	
	竹網流し工	竹を格子形に結束し土のうをつけて、堤防斜面（のり面）を被覆する	緩流河川	竹、くい、ロープ、土のう	
決壊	わく入れ工	深掘れ箇所に川倉、牛わく、鳥脚などの合掌木を投入する	急流河川	わく組み、石俵、鉄線、蛇かご	
	築きまわし工	堤防の川側（表）が決壊したとき、断面の不足を居住側堤防斜面（裏のり）で補うため杭を打ち中詰の土のうを入れる	凸側堤防 他の工法と併用	くい、割竹、板、土のう、くぎ	
	びょうぶ返し工	竹を骨格とし、かや、よしでびょうぶを作り堤防斜面（のり面）を覆う	比較的緩流河川	竹、なわ、ロープ、わら、かや、土のう	

原因		工法	工法の概要	利用箇所、河川	主に使用する資材 現在
亀裂	上端（天端）	折り返し工	上端（天端）のき裂をはさんで両肩付近に竹をさし折り曲げて連結する	粘土質堤防	竹、土のう、ロープ
		くい打ち継ぎ工	折り返し工の竹の代わりにくいを用いて鉄線でつなぐ	砂質堤防	くい、鉄線
	上端（天端）～居住側堤防斜面（裏のり）	控え取り工	き裂が上端（天端）から居住側堤防斜面（裏のり）にかけて生じるもので折り返し工と同じ	粘土質堤防	竹、土のう、なわ、ロープ、鉄線
		継ぎ縫い工	き裂が上端（天端）から居住側堤防斜面（裏のり）にかけて生じるもので控え取り工と同じ	砂質堤防	くい、竹、鉄線、土のう
		ネット張り き裂防止工	継ぎ逢い工のうち竹の代わりに鉄線を用いる	石質堤防	くい、金鋼、鉄線、土のう
居住側堤防斜面（裏のり）崩壊	き裂	五徳縫い工	居住側堤防斜面（裏のり面）のき裂を竹で縫い崩壊を防ぐ	粘土質堤防	竹、なわ、ロープ、鉄線、土のう
		五徳縫い工（くい打ち）	居住側堤防斜面（裏のり面）のき裂をはさんでくいを打ちロープで引き寄せる	粘土質堤防	くい、ロープ、土のう、丸太
		竹さし工	居住側堤防斜面（裏のり面）のき裂が浅いとき、堤防斜面（のり面）がすべらないように竹をさす	粘土質堤防	竹、土のう
		力ぐい打ち工	居住側堤防斜面（裏のり）先付近にくいを打ちこむ	粘土質堤防	くい、土のう
		かご止め工	居住側堤防斜面（裏のり面）にひし形状にくいを打ち、竹又は鉄線で縫う	砂質堤防	くい、竹、鉄線、土のう
	崩壊	立てかご工	居住側堤防斜面（裏のり面）に蛇かごを立て被覆する	急流河川	鉄線蛇かご、詰め石、くい、そだ
		くい打ち積み土のう工	居住側堤防斜面（裏のり面）にくいを打ち込み、中詰めに土のうを入れる	砂質堤防	くい、布木、鉄線、土のう

原因		工法	工法の概要	利用箇所、河川	主に使用する資材 現在
居住側堤防斜面（裏のり） 崩壊	崩壊	土のう羽口工	居住側堤防斜面（裏のり面）に土のうを小口に積み上げる	一般堤防	竹ぐい、土砂、土のう
		つなぎくい打ち工	居住側堤防斜面（裏のり面）にくいを数列打ちこれを連結して中詰めに土のうを入れる	一般堤防	くい、土のう、布木、鉄線、土砂
		さくかき詰め 土のう工	つなぎくい打ちとほぼ同じでさくを作る	一般堤防	くい、竹、そだ、鉄線、土のう
		築きまわし工	居住側堤防斜面（裏のり面）にくい打ちさくを作り中詰め土のうを入れる	一般堤防	くい、さく材、布木、土のう
その他	流下物除去作業	橋のピアなどに堆積した流木の除去	一般河川	長尺竹、とび口	
	水防対策車	現地対策本部の設置	一般河川	指揮車、無線車	

安芸太田町地域防災計画別冊

安芸太田町水防計画書

令和8年5月改正

編集：安芸太田町防災会議

事務局：安芸太田町総務課危機管理室

発行：安芸太田町総務課危機管理室

〒731-3810

山県郡安芸太田町大字戸河内 784 番地 1

電話 0826-28-2111